

# 令和6年度事業報告書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

我が国の令和6年度の経済情勢は、「新しい資本主義」そして「成長と分配の好循環」「賃金と物価の好循環」の実現に向けた取組みにより、平成3年以来33年ぶりの高水準の賃上げが実現し、大企業で高水準の賃上げが相次いだことを受け、地方を含む中小企業・小規模事業者への賃上げの動きが広がることが強く期待されている。

一方で、政府においては、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化による三位一体の労働市場改革を推進するとともに、人手不足への対策として、デジタル化の更なる推進、生産性の持続的向上に向けた設備投資、販路開拓、海外展開等への取組みを後押しすることによって、働く方々の個々のニーズに応じた多様で柔軟な働き方を選択することができる社会の実現に向けた取組みが進められている。

令和6年度においては、第9次社会保険労務士法改正について、各政党において議員懇談会等を開催いただき、国会での早期成立に向けて取組みを加速してきたところである。

第8次社会保険労務士法改正からちょうど10年が経過し、その間に「働き方改革」の着実な進展、「ビジネスと人権」についての国際的な関心の高まり、「DX」の急速な普及など、社会保険労務士（以下「社労士」という。）に対する社会的なニーズと期待が大きく高まっており、依頼される業務もますます拡大し高度化する中で、社労士が果たすべき「職責」が、一層の重みをもってきているといえる。

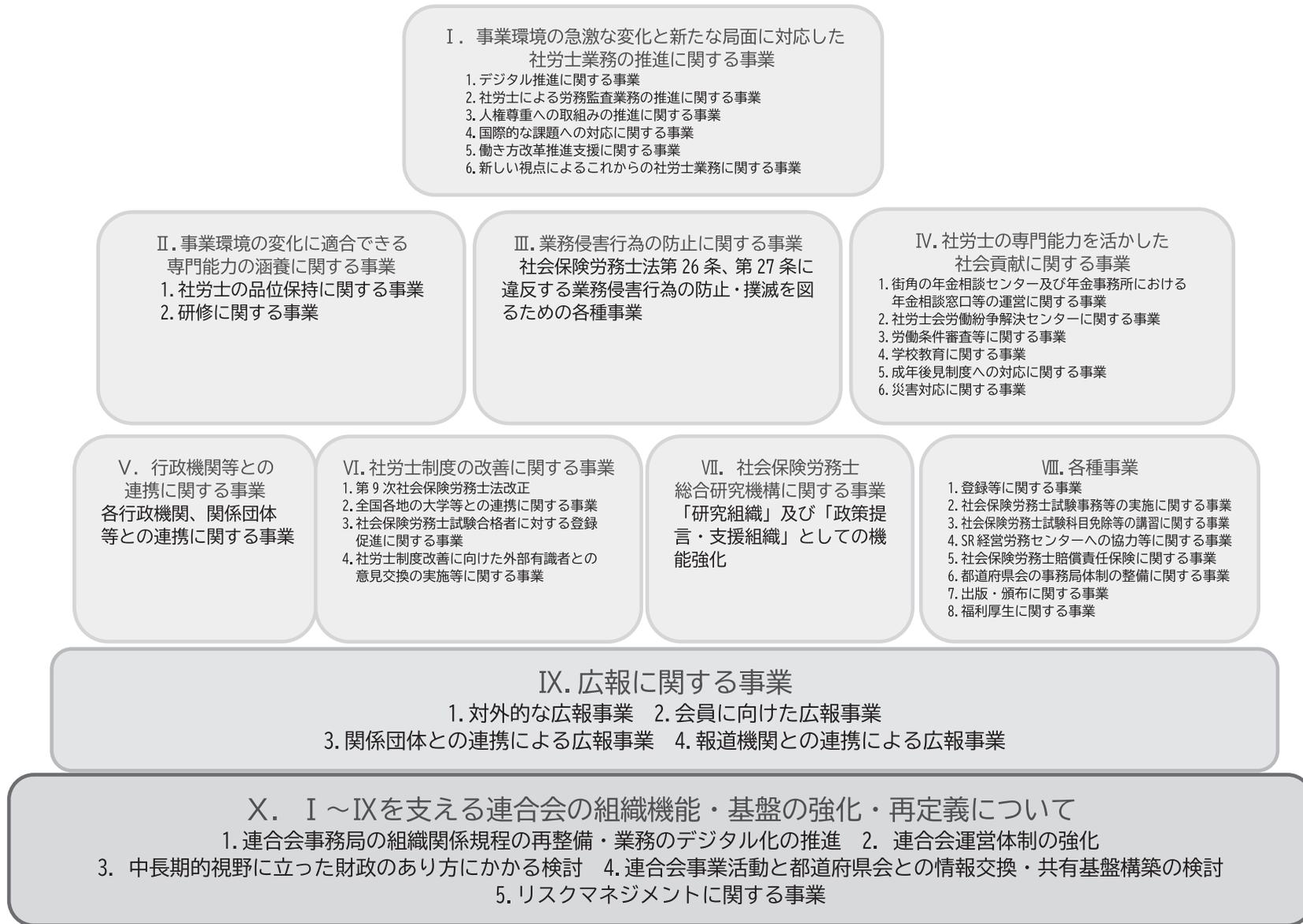
こうした状況において、社労士の「使命」について明示していくことが極めて重要であるという認識のもと、全国社会保険労務士政治連盟の協力を得て、社会保険労務士法第一条の「目的規定」を改め、「使命規定」とすることを掲げ、労務監査に関する業務の明確化、裁判所における補佐人規定の整備等を含め、社労士制度の未来を見据えた社会保険労務士法改正の実現に向けた取組みを展開しているところである。

全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）では、次の大きな節目となる社労士制度創設六十周年に向けて、コーポレートメッセー

ジである「人を大切にする企業」づくりを支援し、「人を大切にする社会」の実現に向けて、事業環境の急激な変化を捉え、社労士が事業主・労働者をはじめ国民が抱える様々な課題に的確に対応するために必要な施策を講じるとともに、デジタル推進を基軸とする社労士業務の推進に関する事業や事業環境の変化に適合できる専門能力の涵養に関する事業の推進を図るべく、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）の協力を得て、事業計画に掲げた以下の事業を遂行した。

- I. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業
- II. 事業環境の変化に適合できる専門能力の涵養に関する事業
- III. 業務侵害行為の防止に関する事業
- IV. 社労士の専門能力を活かした社会貢献に関する事業
- V. 行政機関等との連携に関する事業
- VI. 社労士制度の改善に関する事業
- VII. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業
- VIII. 各種事業
- IX. 広報に関する事業
- X. I～IXを支える連合会の組織機能・基盤の強化・再定義について

## 令和6年度事業計画の全体像・関連図



## I. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業

### 1. デジタル推進に関する事業

- (1) 政府の国家資格等情報連携・活用システム（以下「国家資格システム」という。）を活用したオンライン登録事務を11月29日から開始した。  
デジタル資格者証の社労士業務での利便性向上の改善提案等、厚生労働省及びデジタル庁等に働きかけを行った。
- (2) クラウドサービス提供事業者へのランサムウェア攻撃事故を契機に社労士事務所におけるIT-BCP対策が急務となったことから、独立行政法人情報処理推進機構の協力を得てIT-BCP机上演習を20都道府県、24ヶ所で実施した。また、個人情報保護委員会事務局の協力を得て社労士事務所用IT-BCP対策チェックシートを作成し、会員ホームページに掲載し、会員の意識啓発を図った。
- (3) 厚生労働省及びデジタル庁等との定期協議において、電子申請の普及・改善のための具体的かつ積極的な提言等を56件行い、51件（うち検討中19件）の回答を得て、社労士を通じた企業の電子申請利便性向上に貢献した。この結果、厚生労働省の主要手続の電子申請率は約73%となった。
- (4) 人的資本経営に資するデータ標準化の重要性を報告書に取りまとめるとともに、関係団体等を実現のための働きかけを行った。また、マイナ保険証の本格運用開始に伴う企業の不安を解消すべく、社労士による相談・指導を充実するためのQ&Aを厚生労働省と協力して作成し迅速な対応に努めた。
- (5) デジタル推進及び情報セキュリティ対策に関する活動を行い、当該対策にかかる更なる会員の意識向上が図られた。それぞれの活動状況は以下の結果となった。
  - ① 3月末における電子証明書所持者数は17,644人（開業・法人の社員会員数の61.0%）となった。
  - ② 電子申請に関する会員用ヘルプデスクを5月27日から7月11日（土日祝日を除く計34日間）にかけて設置し、235件の照会に対応した。
  - ③ SRPⅡ認証事務所（訓練対象者4,728人）に標的型メール訓練を2回実施した。また、SRPⅡ認証取得のためのヘルプデスクを設置し相談対応を行った。
  - ④ サイバー攻撃対策を含んだサイバーセキュリティに関する注意喚起について、都道府県会を通じ3回行った。

## 2. 社労士による労務監査業務の推進に関する事業

- (1) 多様化した社会のニーズに応えるとともに、労務コンプライアンスや働き方改革・働きがい改革に取り組む企業を支援するものとして、これまで連合会で検討してきた「経営労務監査」の考え方を具現化し、経営と労務を不可分の視点で構成した「経営労務監査」の標準的な進め方をまとめたマニュアル及び同マニュアルを解説した研修動画を作成し、1月より公開した。
- (2) 労務監査業務の事業モデルのひとつとして、公益財団法人児童育成協会から「令和6年度企業主導型保育施設への労務監査事業」を受託し、都道府県会の協力を得て、22都道府県で500の保育施設で労務監査を行った。
- (3) 社労士診断認証制度において、関係法令の改正及び社会情勢の変化に対応するために、「経営労務診断基準」及び「経営労務診断基準資料集」の内容を一部改正した。また、特定の項目や業種に特化した診断行うための「経営労務診断プラスアルファ」において、新たな項目を追加した。
- (4) 社労士診断認証制度の認証を新たに受けた737の事業所に対して、認定証を送付し、認証企業のブランド価値向上に寄与した。その結果、令和6年度末における認証事業所数は3,880件となった。
- (5) 一般社団法人日本損害保険代理業協会と連携し、傘下の企業及びその取引先企業に対して、社労士診断認証制度の有用性を活用した労働環境の整備と業務基盤の確立が促進されるよう、セミナーを開催する等の取組みを行った。

### 3. 人権尊重への取組みの推進に関する事業

(1) 人権尊重経営を実現するために、「ビジネスと人権」に取り組む企業の支援を進めるべく、「ビジネスと人権」の中心的テーマである人権デューデリジェンスを的確に進める能力の形成・向上・構築を図るため、以下の内容を企画・立案し、活動を行った。

特に、「ビジネスと人権」に関する正しい認識と国際基準を理解した社労士の養成を急務とし、ILO駐日事務所からの技術支援を受け、「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）対面セッション（以下「対面セッション上級編」という。）を実施し、修了した社労士を「ビジネスと人権」推進社労士（以下「BHR推進社労士」という。）として称することとした。令和6年度においては、北海道、宮城県、千葉県、東京都、石川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、高知県、福岡県、熊本県及び鹿児島県の計22回の対面セッション上級編を開催、452人のBHR推進社労士を養成し、年度末の目標とした600人を超える累計646人となった。このうち、企業からの問い合わせに対応できる必要があることから、開業及び法人の社員を対象に、連合会ホームページにBHR推進社労士リストとして公表した。また、「ビジネスと人権」ファシリテーター養成研修を開催し、対面セッション上級編の講師（ファシリテーター）を養成した。加えて、ILO駐日事務所からの技術支援を受け、「ビジネスと人権」に関する研修全体ファシリテーター情報交換会及びBHR推進社労士情報交換会を開催し、ファシリテーター及びBHR推進社労士への情報共有を図った。

(2) 経済産業省拠出のILOプロジェクト「アジアにおける責任あるバリューチェーン構築：ビジネス活動におけるディーセント・ワークの促進を通じて」の一環として実施される中小企業向けに「ビジネスと人権」に関する研修（セミナー）を受託し、「ビジネスと人権」に精通する専門家としてBHR推進社労士を講師派遣した。連合会は都道府県会と緊密に連携し、中小企業を対象にビジネスと人権に関する対面セミナーを岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、千葉県、東京都、富山県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県にて19回、オンラインセミナーを1回開催し、計531社、628人が参加した。

(3) 公益財団法人東京都人権啓発センターから依頼があり、9月30日に開催された令和6年度第2回人権啓発指導者養成セミナー「中小企業向け『ビジネスと人権』実践編—社会保険労務士による相談型ワークショップ」の企画・運営及びBHR推進社労士を講師として派遣した。

(4) 一般社団法人電子情報技術産業協会から依頼があり、中小企業向け「ビジネスと人権」に関する取組み推進のための試行プログラム「サステナブル調達パートナーシップ（SPP）トライアル」事業の企画・運営及びBHR推進社労士を講師として派遣した。

(5) 連合会人権方針に基づき、連合会事務局で人権デューデリジェンスを実施し、事務局職員へのアンケート等によるヒアリングを行い、その結果を基に、対応すべき人権侵害のリスクを抽出し、是正に向けた取組みを行った。また、11月27日に都道府県会事務局職員向けの研修動画の配信を行い、都道府県会においても効果的に実践されるための措置を講じた。

#### 4. 国際的な課題への対応に関する事業

(1) 国際機関、各国政府機関及び国内政府機関と国際事案等について渉外を行った。

- ① インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）における社会保障制度の適用拡大等への支援として、厚生労働省、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）、その他関係各機関の協力を得て、以下の活動を行った。

日程	内容
8月5日	JICAインドネシア インドネシア労働省行政官の本邦招聘
9月11日～20日	JICAインドネシア短期専門家派遣（ジャカルタ）
9月12日～13日	JICAインドネシア労働省関係組織向けワークショップ（ジャカルタ）
11月12日～15日	JICAインドネシア インドネシア全国賃金審議会による賃金政策研究の本邦招聘
2月8日～15日	JICAインドネシア短期専門家派遣（ジャカルタ）

- ② ILOマレーシアから登壇依頼を受け、9月24日～25日にマレーシア・クアラルンプールで開催されたILOマレーシア・労使関係カンファレンスに登壇した。

③ 国際社会保障協会（以下、「ISSA」という。）の依頼により以下の対応を行った

- ・8月29日にオンラインで開催されたISSAウェビナー「人材の誘致と維持の課題と戦略」に登壇した。
- ・8月30日にISSAの事務総長、秘書室長等が来会し、直近のISSAの取組み、世界社会保障フォーラムやアジア太平洋地域フォーラムについての情報共有、直近の連合会の取組み等について、情報交換及び意見交換を行った。
- ・ISSAグッドプラクティスアワードアジア太平洋地域2024に応募し優秀賞を受賞した。当該受賞を受け12月にサウジアラビア・リヤドにて開催されたアジア太平洋フォーラムに登壇し、「The catalytic function of Sharoushi as human capital across administrative jurisdictions for enhancing social inclusion」（社会的包摂を高めるための行政管轄を超えた人的資本としての社労士の触媒機能）と題する好事例の発表をし、社労士の役割と機能についての内容を説明した。

(2) 外国人材受入支援に関して、当該分野における社労士ブランドの確立に向けた以下の対応を行った。

- ① 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）から「高度外国人材スペシャリスト業務」を受託し、高度外国人材に関心を持つ中小企業等への書面相談・オンライン講演を実施するとともに、高度外国人材に係る相談対応を行うJETRO職員等への助言等の相談対応を計8回行った。

- ② 11月11日に令和6年度通常国会において成立した外国人技能実習制度の改正法（育成就労法）のポイントと、外国人材の適正な労務管理のあり方などをテーマに「外国人材雇用管理セミナー 2024～外国人材を取り巻く多様な制度と社労士だからできるアドバイス～」をオンラインにて開催し、800人超が視聴した。

(3) 世界労働専門家協会等の国際関係機関及び構成国との継続的な関係構築に向けて、以下の対応を行った。

- ① 4月29日から5月1日にかけてカナダ・バンクーバーで開催されたカナダ公認人材専門家協会主催の「HRカンファレンス&エキスポ2024」に出席し、世界労働専門家協会の会合を行った。
- ② 5月16日から18日にイタリア労働専門家協会の主催する労働フェスティバルに出席し、世界労働専門家協会の会合において、世界労働専門家協会メンバーと今後の協会の活動等について意見交換を行う等の対応に参加した。
- ③ 2月5日、6日にて実施された韓国公認労務士会政策研究センターによる日本の社労士制度に関する調査に対応した。
- ④ 3月12日に「国際社労士フォーラム」を開催し、登壇者として、ILO駐日事務所駐日代表及び専門家、JETRO専門家、厚生労働省、企業、世界労働専門家協会メンバー及びインドネシアの健康保険実施機関であるBPJS健康にスピーカーとして登壇いただき、会員社労士、企業、関係団体の約160人が参加した。3月13日には、世界労働専門家協会メンバーと会合を開き、今後の協会の活動等について意見交換を行った。

(4) 韓国外語大学の教授率いる訪問団による日本の個別労働紛争に関する社労士会労働紛争解決センター東京への視察に協力した。

## 5. 働き方改革推進支援に関する事業

(1) 適用猶予事業・業務（運送、建設、医師）について、時間外労働時間の上限規制が適用される「2024年問題」に対応するため、施行後の状況を踏まえた社労士向け対面研修を検討し、講義部分と受講者と講師による意見交換会形式の2部構成で、運送は東京都、建設は福岡県、医師は大阪府において実施した。

なお、各研修の講義部分については、対面研修受講者以外にも広く理解していただく趣旨により、1月17日から社労士研修システム（eラーニング）にて配信を行った。

また、社労士の実践的なやり取りが効果的に国民や団体に見えるよう広報することを目的に、業界団体発行の機関紙等を通じての広報を検討した。その結果、公益社団法人全日本トラック協会発行「広報とらっく」（発行部数55,000部）では3回連載、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）発行「日医ニュース」（発行部数170,000部）では1回の寄稿を行った。

(2) 厚生労働省から日本医師会が指定を受け運営している医療勤務環境評価センターの活動に関して、連合会から推薦している同センター設置の事業運営委員会、評価委員会及び審査部会委員の任期更新時期が今年度であったことから、同センターの円滑な運営に寄与するよう、都道府県会と協力し、新任も含め12人を委員として推薦した

(3) 厚生労働省設置「労働基準関係法制研究会」からの要請を受け、ヒアリングに出席し、中小企業の人事労務の現状と課題、法定労働時間週44時間の特例措置の見直しや副業・兼業の場合の労働時間通算による割増賃金の支払い等の提言説明を行った。その結果、1月8日に公開された同研究会報告書には「特例措置対象事業場における法定労働時間週44時間制の見直し」、「年次有給休暇取得日における賃金計算時に採用する賃金の統一化」、「副業・兼業における労働時間通算による割増賃金支払いの撤廃」について記載された。

また、内閣府設置『規制改革推進会議「働き方・人への投資ワーキング・グループ」』からの要請を受け、ヒアリングに出席し、年次有給休暇についての課題や現状等について説明を行った。

## 6. 新しい視点によるこれからの社労士業務に関する事業

今後の連合会の事業運営に資するため、社労士業務におけるAIの活用について、社労士を取り巻く環境の変化の想定や社労士に求められる変化等に適切に対応するため以下の取組みを行った。

- (1) 「社会保険労務士向け生成AI活用ガイドブック」を作成し、9月9日に公開した。また同ガイドブックを基に解説を加えたeラーニング動画を作成し、社労士研修システムにて同日公開した。その結果3月末におけるガイドブックダウンロード数4,524回、eラーニング視聴者数1,276人となった。
- (2) 社労士、連合会及び都道府県会が活用できるツールの作成について検討し、連合会及び都道府県会において特に問い合わせの多い業務（電子申請）のチャットボット化を行い、連合会ホームページへの公開に向けた準備を図った。

## Ⅱ. 事業環境の変化に適合できる専門能力の涵養に関する事業

### 1. 社労士の品位保持に関する事業

- (1) 社労士の職業倫理に関する最新の諸課題の周知を図ることを目的に、『月刊社労士』1月号及び新規入会者に初めて送付する『月刊社労士』に、倫理研修テキスト別冊「社労士に求められる職業倫理～令和6年度～」を同封し、倫理研修と併せて社労士全体の品位保持に関する意識向上に寄与した。
- (2) 不適切な情報発信に関する検索システムを運用し、連合会で不適切な情報発信を行っている社労士のホームページ等の情報を把握し、都道府県会との連携のもと、指導による改善を行った。令和3年のシステム稼働から、累計984件の不適切なホームページ等への指導を行った結果、691件の改善がなされている。
- (3) 不適切な情報発信を行う社労士に対して厳格かつ実効性ある指導を行うために「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針」の改定を行った。
- (4) 都道府県会の苦情受付及び連合会への報告等の事務負担を軽減するとともに、全国の苦情受付状況を都道府県会が共有するためのクラウドを活用した苦情処理報告システムを稼働し、運用を開始した。
- (5) 社労士による雇用関係助成金の不正受給への関与及び懲戒処分（業務停止）の不遵守を防止するために、都道府県会あてに通知を發出し対応の強化を要請するとともに、『月刊社労士』に注意喚起の記事を掲載した。

## 2. 研修に関する事業

(1) 社労士の使命を果たすための業務能力の涵養と専門性の能力担保のため、以下の活動を行った。

いつでも、どこでも、何度でも受講し、資質の向上に努められるよう社労士研修システムを活用して、令和6年度において新たに以下のeラーニング研修を配信し、受講機会の更なる拡大を推進した。

研修名	配信開始日	受講者数（人）
裁量労働制の解説	5月15日	700
社会保険労務士向け生成AI活用ガイドブックについて	9月9日	1,276
J-FLECにおける金融経済教育の推進に向けた取組み	12月9日	105
経営労務監査	1月6日	343
2024年問題対応実務研修（建設）	1月17日	293
2024年問題対応実務研修（運送）	1月17日	205
2024年問題対応現場と社労士の実務研修（医師）	1月17日	114
「育児・介護休業法等の改正について」の解説	1月30日	1,455
社会保険労務士賠償責任保険制度 事例から学ぶ事故防止策	2月28日	137
新規入会者研修(7) 社労士として活躍するには	3月31日	26

(2) 令和6年度に連合会及び地域協議会で行われた研修は次のとおり。

### ① 倫理研修

会員の受講機会の拡大及び研修実施の利便性を考慮し、全国統一の内容によるeラーニング研修を実施した。また、倫理研修テキスト及び倫理研修テキスト別冊を作成し、受講対象者及び都道府県会に提供した。なお、倫理研修テキスト別冊については、全ての新規入会者に対し、入会后最初に送付する『月刊社労士』に同封してその徹底を図った。

### ② 医療労務コンサルタント研修

医療業界における業務領域の拡大を図るため、都道府県会において医療労務コンサルタント研修を実施し、221人が修了した。

### ③ 介護事業労務管理研修

介護業界における業務領域の拡大を図るため、介護事業労務管理研修地域研修を都道府県会において実施し、56人が受講した。

### ④ 都道府県会等が行う研修に対する協力

新規入会者研修用の教材として新規入会者研修用資料（3,400部）、開業準備研修用の教材として事務所開設と運営マニュアル（2,800部）を提供した。また、その他の研修についても必要な教材及び補助資料を提供した。

⑤ 地域協議会の研修

労務管理研修等

地域区分	実施日	内容	受講者数（人）
北海道・東北	8月2日	特別研修「ビジネスと人権」とは	31
	9月13日	ハラスメントの予防策・起きてしまった際の対応策	231
	9月25日	就業規則の考え方と作成のポイント	267
	10月21日	SRPⅡ 認証取得研修会SRPⅡ 認証取得に向けた研修会	21
	10月28日	ハラスメント研修の実施方法と留意点や企業のリスク及び労働者から相談されるハラスメント問題の実態と対処法について	92
	10月29日	ハラスメントが発生した場合の企業対応及び使用者から相談されるハラスメント問題の実態と対処法について	92
	11月22日	外国人雇用における実務上の留意点	334
関東・甲信越	3月7日	「キャリア自律と学び方改革」「社労士が業界特化をするために必要なこと」	329
中部	9月19日	デジタル社会における労働法の変化と人事労務管理	1066
	1月24日	多様な働き方が共存する社会における新たな労働問題	64
	2月28日	ハラスメント防止に向けての対策設置と紛争対応の実務	89
近畿	2月26日	「外国人雇用の現場から」「職種限定による雇用に潜むリスクと対策」	141
中国・四国	3月14日	生成AI・DXがもたらす人事・人材育成の変化と社労士業務への影響と期待	118
	3月15日	最新定額残業代事情・問題になりやすい就業規則条項例・現代型炎上しない問題社員対応	158
九州・沖縄	9月27日	人手不足における、人材定着のための職場づくり	138
	11月15日	社労士が実践する人材不足解消策	136
	2月28日	自律型社員を育てる組織行動マネジメント	115

セミナー等

近畿	11月8日	近畿地域協議会主催セミナー ことばの呪能	278
----	-------	----------------------	-----

(3) 研修規則に基づき、研修の種類別に都道府県会等が行う研修の項目、講義時間及び実施方法等を具体的に定めた令和7年度研修計画を策定した。

- (4) 学術的・実学的視点での研修を体系化するための新たな取組みとして、労働分野の研修「労働法&先端研修」をハイブリット形式で全16回（9月4日～1月22日）実施し、2,030人が受講した。また、人事労務分野の研修「働く人と組織のための人的資源管理研修」の実施要領を作成し、全18回（令和7年5月～10月）の実施に向けて準備を進めるとともに、社会保障分野の研修は、令和7年度の実施に向けて検討を行った。
- (5) 公的年金制度及びその周辺知識に関する研修について、11月20日～12月10日に「理論編」をeラーニング配信し、150人が受講した。また、「実践編」第1日程（2月7日～9日の計3日間）及び、第2日程（2月21日～28日のeラーニング研修及び3月1日、2日の計2日間）を実施し、118人が受講した。なお、「理論編」及び「実践編」ともに修了した118人に「高度年金・将来設計コンサルタント」の称号を付与した。
- (6) 地域による研修の受講機会の平準化を目的として、地域協議会及び都道府県会から任意で提供された以下の研修コンテンツを社会保険労務士研修システム内で共有した。

講座名
【関東甲信越地域協議会】 基調講演「雇用政策は企業経営にどう影響するのか」
【関東甲信越地域協議会】 会員発表「建設事業者向け労働条件審査の茨城県との取り組み」
【関東甲信越地域協議会】 会員発表「知っておくべき『医師の労働時間』に関する裁判所の考え方」
【東京会開業部会】 社労士として知っておきたい入管法改正
【中部地域協議会】 令和5年度 「東海4県特別研修」ジョブ型雇用と労働市場改革
【中部地域協議会】 令和6年度 北陸3県特別事業研修会 地方における労働紛争のリアル
【中部地域協議会】 令和6年度 労務管理研修会 デジタル社会における労働法の変化と人事労務管理
【静岡会】 県会特別研修会 「経営理念」～何に向かって走るのか示していますか～
【静岡会】 必須研修会 社労士業におけるグレーゾーンと実務対応
【愛知会】 「精神障害の労災認定の仕組みと事案発生時の実務」
【大阪会】 令和6年度 第2回本会研修／安全管理研修
【大阪会】 令和6年度 第2回特定社労士特別部会研修会
【徳島会】 電子化研修

### Ⅲ. 業務侵害行為の防止に関する事業

- (1) 社会保険労務士法第26条及び27条に違反する業務侵害行為の防止及び撲滅を図るために、「業務侵害サイトの検索・監視システム」を運用し、業務侵害行為を行っている可能性のある事業所等のホームページ情報を抽出し、都道府県会から当該業務侵害行為者に対して警告文書を発出する等の対応を行った。これまでに、291件の事業所のホームページ等を抽出したうえで、都道府県会を通じて対応を進めており、多くの事業所等との間で協議が整いつつある。なお、55件の事業所等がすでに是正に応じており、順次結果に結びついている。
- (2) 連合会、都道府県会及び社労士が一体となって業務侵害行為撲滅に向けた取組みを積極的に展開し、円滑に告発等の対応を進めていくために、「業務監察実施要綱」の改正に向けた検討を行った。

## IV. 社労士の専門能力を活かした社会貢献に関する事業

### 1. 街角の年金相談センター及び年金事務所における年金相談窓口等の運営に関する事業

- (1) 街角の年金相談センター（オフィスを含む。以下「街角センター」という。）における年金相談件数は、特別支給の老齢厚生年金受給権発生者数の減少等に伴い、前年度比47,097件減少（△6.6%）し、665,275件となった。
- (2) 街角センターにおける個人情報等の適正な管理など運營業務の適切な実施を確認・推進するため、全ての街角センターを対象とした街角の年金相談センター運営本部（以下「運営本部」という。）による指導監査（自主点検）を実施した。なお、実施にあたっては、過去の監査結果等（厚生労働省及び日本年金機構による監査結果等を含む。）を踏まえて、監査項目を見直すなど、指導監査の充実に努めた。
- (3) 街角センターの相談員等のスキルの維持・向上を図るために街角センターが毎月実施している相談員研修について、研修教材を街角の年金相談センター運営本部が提供（4回／年）するとともに、運営本部主催の研修も実施（3回／年）して当該研修の充実に努めた。

さらに、街角センターの職員及び業務委託社労士を対象に「街角の年金相談センター職員・業務委託社労士合同研修」を1月に開催し、街角センターの運營業務に係る留意事項（街角センター運營業務受託の経緯、令和7年度契約の内容、個人情報等の取扱いに係る留意事項等）及び事務処理誤りの再発防止のための注意喚起並びに日本年金機構（年金給付部）から講師を招いて「年金給付業務における留意事項」などについて講義を行った。

また、新たにセンター（オフィス）長に就任した新規管理者に対して、街角センターの組織運営の留意事項や管理者としての心構え等について研修する「新規管理者研修」を5月に実施（集合研修）するとともに、9月には全てのセンター長・オフィス長が参加する「街角の年金相談センターセンター長・オフィス長会議」を開催（Web会議）し、街角センターの運營業務における諸課題等（特に災害による街角センターの閉鎖基準等の運用等）について情報共有するとともに、近年増加している「苦情・不当要求行為者（カスタマーハラスメント）」への対応等について日本年金機構（相談・サービス推進部）から講師を招いて講義を行った。

- (4) 街角センター及び年金事務所に従事する相談員（社労士）の育成のために運営本部が主催する年金相談実務者（初心者）研修について、遠方からの受講者が参加しやすい環境（負担軽減、受講機会の増加等）の実現及び街角センターの未設置県の参加を可能とするため「全日程リモート研修」（5日間：リモート研修）を本格実施（3回）し、多数の受講者（83人）に対して研修を実施した。なお、従来型の年金相談実務者（初心者）研修（2日間：リモート研修、3日間：集合研修）についても8回実施（受講者数：62人）して相談員（社労士）の育成に努めた。

(5) 年金事務所における年金相談窓口等の運營業務の令和7年度契約締結に向けて、日本年金機構と協議して契約単価（相談業務費（窓口社労士の報酬）、諸経費Ⅰ（窓口社労士の交通費）、諸経費Ⅱ（都道府県会事務局の管理費）等）を大幅に引上げた。特に、令和5年10月に導入された「インボイス制度」の施行に伴い都道府県会の消費税納税額の増加に対応するため、諸経費Ⅱの契約単価を令和5年度に続き、引上げを行い都道府県会の財政負担の軽減に努めた。（令和5年度：+約17%、令和7年度：+約8%）

また、都道府県会事務局の負担となっていた契約締結に伴うスケジュールについては、令和6年度に引き続き契約締結日を半月程度前倒して負担軽減を図った。さらに、年金事務所における年金相談窓口等の運營業務に従事する窓口社労士の年金相談スキルの維持・向上のため、日本年金機構と連携して年金事務所における研修（勉強会）に積極的に参加させるとともに、年金事務所の職員を講師に招き、都道府県会が主催する研修の充実を図った。

## 2. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業

(1) 社労士会労働紛争解決センター（以下「解決センター」という。）の更なる利用促進を図るために制作した動画について、個別労働関係紛争に悩む労使関係者を中心に多くの国民に視聴されるよう、連合会のホームページ等の媒体を通じて周知活動を行った。

(2) 全国の解決センターにおけるあっせん申立件数の増加に向けて、特定社労士、あっせん委員及び解決センター職員向けに作成した3本の研修動画について、連合会ホームページ等のWeb媒体及び『月刊社労士』等による周知活動を行った。

(3) 都道府県会の総合労働相談所における対面相談及び解決センターの利用促進を図るため、昨年度に引き続き電話相談窓口（職場のトラブル相談ダイヤル）を設置し、812件の相談を受けた。

総合労働相談所における相談件数	7,251件
-----------------	--------

(4) 既に開設されている解決センターにおける本年度の受付件数は、全国で合わせて61件であった。

(5) あっせん申立件数増加のためには総合労働相談所と解決センターの連携が必要不可欠であることから、解決センターに対して実施したアンケートの結果を踏まえ、全国の解決センターにおける広報等の取組みが共有できる仕組みを構築した。

### 3. 労働条件審査等に関する事業

都道府県会における地方自治体等からの依頼による労働条件審査の取組状況や課題を把握するための調査を行い、全国で465件の審査が実施された。制度の実態、取組みの好事例及び実施後の効果や評判など、今後の制度推進に資すべく情報の共有を図るため、当該調査結果を都道府県会に提供した。

### 4. 学校教育に関する事業

- (1) 学生、生徒、児童の社会保障及び労働に関する知識の涵養に貢献する社労士による学校教育を推進するため、テキスト「知っておきたい働くときの基礎知識～社会に出る君たちへ～」を都道府県会からの依頼に応じ56,370部提供した。また、テキストの内容に沿ったパワーポイント資料及び出前授業で適宜活用できるグループワーク用の資料（ワークブック）を都道府県会へ提供した。
- (2) 都道府県会における学校教育に関する事業の取組状況とその課題を把握するための調査を実施し、集計結果を都道府県会に提供した。
- (3) 出前授業などの学校教育の推進は、次代を担う世代に働くことの大切さを伝える重要な活動であることから、都道府県会と学校等が協議のうえ実施している出前授業への支援として、申請のあった589校について支援金を都道府県会に交付した。

### 5. 成年後見制度への対応に関する事業

- (1) 成年後見制度に関する都道府県会の活動を支援するため、研修用教材「成年後見人養成研修テキスト」を改訂した。
- (2) 都道府県会の取組状況とその課題を把握するための調査を実施し、集計結果を都道府県会に提供した。
- (3) 一般社団法人社労士成年後見センター及び同センター未設置の都道府県会の活動も含め、本年度の成年後見人の受任件数は119件となった。
- (4) 最高裁判所事務総局家庭局発行の「成年後見関係事件の概況～令和6年1月～12月～」に掲載されている「成年後見人等と本人との関係」において、社労士の実績が公表された。

## 6. 災害対応に関する事業

大規模自然災害対策本部において令和6年能登半島地震、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による被災地域の復興支援事業を継続して行うとともに、秋田県と山形県を中心に記録的な大雨となり河川の氾濫等による被害を及ぼした7月の豪雨について、地域の要請等を踏まえた支援を行った。

また、災害発生時の顧問先に対しての対応や災害発生時に備えた事前対応と災害後に求められる対応について、いつ起こるかわからない災害に備え、将来に役立つ経験を残すことを目的に、2月17日に被災地域6県会（岩手会、宮城会、福島会、石川会、兵庫会、熊本会）による「被災地域の連絡協議会」を開催した。本協議会で災害当時の状況についての報告及び各課題についてのディスカッションが行われ、体験の共有や行っておくべき事前対策などの議論を通し、今後に向けた意識の醸成が図られた。

### ○令和6年能登半島地震

	災害見舞金	支援金
石川県社会保険労務士会	200,000円	2,195,419円

### ○令和6年7月25日豪雨災害

	災害見舞金
山形県社会保険労務士会	60,000円

## V. 行政機関等との連携に関する事業

### 1. 厚生労働省との連携に関する事業

- (1) 社労士の専門性を活かし、厚生労働省に設置された社会保障審議会年金記録訂正分科会及び年金事業管理部会に参画した。
- (2) 「労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業」の普及促進活動検証委員会に委員を推薦し、労災レセプトのオンライン化の検討について労働社会保険諸法令の専門家として参画した。
- (3) 平成26年に設けられた「年金の日」について、その普及に協力した。
- (4) 被用者保険の適用拡大に関する専門家支援事業について、eラーニング受講など諸要件を満たし、事業者団体等の依頼に応じた講師派遣等に協力可能な社労士として1,072人の登録があり、登録した社労士のリストを厚生労働省に提供した。
- (5) 厚生労働省委託事業「令和6年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(全国センター事業)」を6年連続で受託し、以下の事業を実施した。
  - ① 全国センター長会議を5月と10月に開催し、都道府県センター間の連携と情報共有を図った。
  - ② 本事業に都道府県センターの専門家として従事した社労士等に対して、社労士及び行政機関関係者を講師とした動画教材を用いてオンラインで研修を実施した。
  - ③ 令和6年度に初めて都道府県センター事業専門家となった者を対象とした支援の質の向上に資する研修を6月～7月に実施した。
  - ④ 職務分析・職務評価に詳しい社労士に講師をお願いして、都道府県センターから推薦された社労士等の専門家に対する職務分析・職務評価に関するコンサルティング手法を付与する基礎研修を6月～7月に、グループワーク形式による応用研修を8月～9月に実施した。加えて、過去に職務分析・職務評価を実施した経験があり、引き続きコンサルティングを実施する意思のある者を対象にしたオンライン形式によるフォローアップ研修を11月に実施した。また、職務分析・職務評価の導入を企業に促すことを目的とした周知用リーフレットを8月に作成するとともに、他社の参考となるような事例を収集・選定し、事例集を作成した。
  - ⑤ これから働き方改革に取り組む中小企業の参考になり、センター事業の周知に活用できるコンサルティング支援事例を収集・選定し、長時間労働是正関係、同一労働同一賃金等の事例について周知用のリーフレットを作成した。また、その事例の中から動画を作成し、働き方改革特設サイトに掲載した。

- ⑥ 働き方改革特設サイトの「中小企業の取り組み事例」掲載企業の中から、更なる労働時間の削減、生産性向上等の働き方改革の推進についてチャレンジを促し、その取り組み過程、到達点を事例化するため、コンサルティングを実施する候補となる企業を選定し、その支援を担当する社労士を育成専門家として委嘱し、周知用資料を作成するとともに、動画も作成した。
  - ⑦ 企業の働き方改革に関する好事例を募集するため、企業自らの取り組みや社労士が支援した事例を投稿できるための事例投稿フォームを作成し、「『働き方改革』わが社の実践記録」として働き方改革特設サイトに掲載するとともに、『月刊社労士』への事例募集の記事掲載を行い、応募された事例の中から働き方改革特設サイトに掲載する事例を厚生労働省と協議の上選定した。
  - ⑧ 建設業、道路貨物運送業、情報サービス業の中小企業等のセンター利用を勧奨するためのリーフレットを作成し送付した。
  - ⑨ 都道府県センターからの案内及び厚生労働省からの関係情報を総括した「働き方改革特設サイト」の構築・運用を行い、300万PVの目標数を達成した。
- (6) 都道府県労働局委託事業「中小企業・小規模事業者等に対する働き方推進支援事業（都道府県センター事業）」について4労働局（茨城、新潟、福井、和歌山）において当該事業を受託し、茨城県、新潟県、福井県、和歌山県社会保険労務士会の協力を得て、働き方改革に関する中小企業・小規模事業者等が抱える課題に対して、電話・メール・来所・窓口相談派遣による相談を4センター合計1,585件、個別訪問による支援を2,306件、セミナーを176件（参加者数6,189人）実施した。

## 2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

- (1) 日本年金機構との定例会議を毎月開催し、街角センターの運営業務に関する諸課題等（予約相談の推進、事務処理誤り等の再発防止など）や年金事務所における年金相談窓口等の運営業務にかかる諸課題等（契約単価の引上げ、契約スケジュールの見直し、受託ブース数の調整など）について協議を行い、街角センターや年金事務所における年金相談業務の円滑な推進に努めた。
- (2) 日本年金機構の業務運営に関し意見提案を行う日本年金機構運営評議会に委員を推薦し、年金の専門家として参画した。
- (3) 全国健康保険協会が保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に実施した被扶養者資格再確認業務の実施に協力した。
- (4) 全国健康保険協会が保険料率、財政状況、健康保険給付、健康づくりや医療費適正化等について検討し、業務の適正な運営を図るために設置している運営委員会に労働社会保険諸法令の専門家として参画した。

### 3. 内閣府との連携に関する事業

内閣府の外局である金融庁と連携し、4月に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づく認可法人として設立された金融経済教育推進機構（以下「J-FLEC」という。）の企業向けの講師派遣等の事業について、社労士業務との親和性の高さから同事業の積極的な活用について、周知を行った。

また、同事業の一環として、J-FLECと連携し、社労士向けの金融経済教育の取組み等に関する動画を作成し、eラーニングにて配信を行った。

### 4. こども家庭庁との連携に関する事業

こども家庭庁委託事業「企業主導型保育事業における指導・監査、研修及び相談支援等業務」を公益財団法人児童育成協会が受託し、そのうちの専門的労務監査業務が再委託され、22都道府県において事業を実施した。合計500施設に対し労務監査を行うとともに、各都道府県の統括グループリーダー会議や復命会の開催、新規実施県会向けの研修やeラーニング、伝達研修を開催し監査業務の適切な実施と均質化を図った。

### 5. デジタル庁との連携に関する事業

国家資格システムの構築に協力し、社労士の登録事務のオンライン化を開始した。

また、デジタル大臣との会長対談を行い、デジタル社会における社労士に期待される役割及びマイナンバーカードを活用した公平・公正な社会の実現を目指す取組みについて相互の理解を深めた。これによって情報セキュリティに配慮したデータの利活用及び電子申請における資格証明の利便性向上等に関する検討の礎を築いた。

### 6. 総務省との連携に関する事業

社労士が総務省の行政相談委員に委嘱されるよう、都道府県会とともに活動を行った。

### 7. 法務省との連携に関する事業

オンラインでの紛争解決手続きであるODR（Online Dispute Resolution）を推進するために法務省に設置されたODR推進会議にオブザーバーとして参画した。

## 8. 経済産業省及び中小企業庁等との連携に関する事業

- (1) 繊維業における特定技能外国人を受け入れる際の追加4要件の一つである「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」を満たすことが認められるための制度の一つとして、経済産業省が策定した繊維業の監査要求事項・評価基準「JASTI (Japanese Audit Standard for Textile Industry)」に基づく第三者監査制度（以下「JASTI監査」という。）を策定するとともに、将来的な認証制度への移行を視野に入れた第三者監査を含めた全体スキームの運用体制の効果的な手法・方策等について検討する「繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会JASTI策定検討ワーキンググループ」に参画した。また、JASTI監査について会員への情報提供を実施するとともに、JASTI監査に対応可能な監査員の養成、同監査制度の一部運営への協力について検討を行い、経済産業省及び日本繊維産業連盟等と意見交換を行った。
- (2) 中小企業基本法に関する重要事項を調査審議することを目的として設置された「中小企業政策審議会」に参画した。
- (3) 中小・小規模企業経営者や伴走支援を行う者が取り組むべき人材戦略に関するガイドラインの普及等を目的として設置された「経営力再構築伴走支援推進協議会」にオブザーバーとして参画した。

## 9. 国土交通省との連携に関する事業

- (1) 建設業法等の関連法令に関わる通知等について、所管部局からの依頼に応じホームページを通して周知を行った。
- (2) 国土交通省が主催する「一人親方の適正な働き方に関する説明会」における「適正な社会保険の加入」に関する講義について、開催地の都道府県会の協力のもと、講師派遣を行った。

## 10. 農林水産省との連携に関する事業

- (1) 農作業安全確認運動に関する検討を目的として設置された「農作業安全運動推進会議」に参画した。
- (2) 農業経営人材の育成を目的として設置された「農業経営人材の育成に向けた官民協議会」に労務管理の専門家として参画した。

## 11. 政府・行政機関等への対応・提言に関する事業

政府等からの要請に応じて、社労士の専門的知見を活かすことのできる分野に関する審議会、委員会等に委員として参画した。

## 12. 地方自治体との連携に関する事業

地方自治体からの要請等に応じて、社労士としての知見を活かすことのできる内容について連携・協力を行った。

## 13. 関係団体との連携及び交流に関する事業

- (1) 医療機関勤務環境評価センター設置「事業運営委員会」、独立行政法人労働者健康安全機構設置「産業保健関係機関等連絡会議」及び一般社団法人日本介護支援専門員協会設置「介護離職防止支援への介護支援専門員の関与（ワークサポートケアマネジャー）についての特別委員会」等に労務管理及び労働社会保険の専門家の立場から、委員として参画した。
- (2) 企業が新しい働き方を導入することに伴う新たな課題（メンタルヘルス等産業保健関係等）への対応を支える取組みとして、社労士、産業医、産業保健スタッフとの連携が重要であることから、一般社団法人日本産業保健法学会主催で9月21日、22日に開催した第4回学術大会に、社労士会連携シンポジウム「ケースから学ぶ法的根拠に基づいたトラブル対応－職場のハラスメントによるメンタルヘルス不調－」を共同企画し、登壇する等の対応を行った。
- (3) 社労士の専門分野に関する相談については、職場のトラブル相談ダイヤル、解決センター及び総合労働相談所を紹介するよう法テラスと連携した結果、職場のトラブル相談ダイヤルへの紹介件数が108件に至った。
- (4) 5月29日に日本労働組合総連合会との意見交換会を開催し、両組織の取組状況等の報告とともに、フリーランスの労災保険特別加入制度、教育現場における働き方改革の推進等の問題等について引き続き連携して適正な労使関係の構築に向けて相互に協力していくことを確認した。
- (5) 全国254の信用金庫が加盟する「よい仕事おこしフェア実行委員会」と中小企業支援を通じた地域活性化に向けた包括的連携に関する協定書を締結した。これにより、同実行委員会が主催し、全国から約530の企業及び自治体等の団体が参加する「よい仕事おこしフェア」に士業団体として初めて参加した。当日は、相談ブースを設け企業等からの相談に応じるとともに、参加企業等のブース訪問及びセミナー講演を行い、社労士診断認証制度の活用を含めた社労士による職場環境改善、働きがい改革の推進に関する周知活動を行った。

## 14. その他

都道府県会の協力のもと、労働委員会委員、民事調停委員及び司法委員について、以下のとおり委嘱された。

労働委員会委員	民事調停委員	司法委員
7名	98名	32名

## **VI. 社労士制度の改善に関する事業**

### **1. 第9次社会保険労務士法改正に関する事業**

社会保険労務士が労働及び社会保険に関する専門家として、我が国の豊かな国民生活と活力ある経済社会の実現に資するべく、第9次社会保険労務士法改正の成就を最重点事項と位置づけるとともに、社労士の「使命」を明示していくことが極めて重要であるという認識のもと、全国社会保険労務士政治連盟の協力を得て、使命規定の新設、労務監査に関する業務の明確化、裁判所における補佐人規定の整備等を含めた第9次社会保険労務士法改正を成就すべく、あらゆる活動を展開した。

### **2. 全国各地の大学等との連携に関する事業**

- (1) 社会保険労務士試験受験者層のうち、特に若年層の割合を高めるべく、社労士のブランディング動画、業務紹介動画（「What's 社労士」「社労士だからできること」）を活用し、若年層をターゲットとしたYouTube広告を実施したところ、広告表示回数は、3本合計111万回超、視聴率は3本平均55%超を記録し、関心の高さが伺える結果となった。
- (2) 全国各地の大学において、社労士制度の魅力を伝えるべく、在学生に向けた社労士制度の説明会、公開講座、寄付講座等若年層に対する周知活動の強化に関する検討を行った。

### **3. 社会保険労務士試験合格者に対する登録促進に関する事業**

社会保険労務士試験合格者に対し、都道府県会の協力のもと、登録準備を行っている者に対して説明会及び情報交換会等を開催し、早期に社労士として登録し、活躍することができるよう支援した。

### **4. 社労士制度改善に向けた外部有識者との意見交換の実施等に関する事業**

外部有識者の知見をもとに、社労士制度改善に向けた議論を行うために、中央労働委員会委員長経験者、弁護士、一般社団法人日本経済団体連合会幹部経験者等の外部有識者を招聘し、「社労士制度に関する有識者懇談会」を開催した。外資系企業の進出による地方の中小・小規模事業所への影響及びそれに対する社労士の対応等に関する問題を中心に活発な意見交換が行われた。

また、連合会の事業及び社労士の活動等について、より深くご理解いただき、今後の議論の参考としていただくために、外部有識者を国際社労士フォーラムへ招待した。

## Ⅶ. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業

- (1) 持続可能な社労士制度及び社労士業務の在り方を検討し、社労士制度の発展に寄与するための機関としての役割を果たすため、すべての社労士を対象として、2024年を起点に5年に1回の統計調査として「社労士実態調査」を実施するとともに、一定条件の開業社労士を対象に2年に1回実施する「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」（以下「パネル調査」という。）を実施した。

社労士実態調査では全社労士の56%にあたる25,408人、パネル調査では1,609人の社労士に回答いただいた。

社労士実態調査結果については、『月刊社労士』10月号及び12月号、社会保険労務士白書、ホームページにて公開を行った。また、パネル調査結果については、社労士実態調査同様広く公開するとともに自身が目指す事務所タイプの現況と現状・目標を確認し、新たな目標設定に繋がることを目的とし、回答者全員に各事務所向け簡易レポートを送付した。

社労士実態調査では大企業から小規模事業者まで幅広く社労士が関与していること、パネル調査では開業社労士の多様な志向が明らかになった。

- (2) 昨年度に引き続き、「政策提言・支援組織」として政策提言の取りまとめを担う「政策提言実行プロジェクト」及び年金・社会保障分野をテーマに検討する「年金・社会保障プロジェクト」並びに「研究組織」として「新しい時代における労使コミュニケーションの活性化研究プロジェクト」を設置し、中長期的な視野に立った組織体制の整備を行った。

- (3) 労働・社会保障全般及び人事・労務管理の専門家としての知見に基づいた提言等を対外的に行うため、都道府県会設置の委員会等及び社労士を対象に、現行の労働・社会保障制度の改善に向けた意見募集を行ったところ、232件の投稿を得た。同投稿により収集した意見に基づき『2024年度政策提言・宣言「人を大切にする企業と社会の実現に向けて」』として取りまとめを行い、3月13日に公表し、プレスリリース及びSNS投稿等を通じて広く国民に周知したところ、本文が231回、概要版が334回、単年度版が132回ダウンロードされた。また、過去3年間の政策提言活動のうち、政府系会議での報告書等に取り上げられた実績を公表した。

- (4) 社労士が関与先企業の労使コミュニケーションの影響を及ぼすか把握するため、開業社労士及び社労士の関与先企業に対して「社労士関与先企業における労使コミュニケーションに関するWeb調査」を実施し、社労士向け調査は380人、社労士関与先企業向け調査は144社に回答いただいた。両調査結果については、『月刊社労士』2月号及び連合会ホームページでの公開を行った。

さらに、社労士が関与先企業において労使双方にどのように関与しているか社労士の経験に基づく事例を収集し、実態を把握するとともに、労使コミュニケーションへの課題とその課題を探るため、開業社労士9人に対しヒアリングを実施し、ヒアリング内容は、ホームページでの公開を行った。

(5) 「労働法制・労務管理」及び「年金・社会保障」並びにこれに関連する研究発表の場の継続的な提供、研究成果の普及・発信を行い、企業の健全な発達や労働者等の福祉の向上に寄与するとともに、社労士の地位向上に貢献することを目的に、第7回社労士社会政策研究会を11月29日にオンラインにて開催し、全国から550人が参加した。

また、社労士による学術的研究活動を支援するために実施している社労士研究助成制度については、第6回社労士研究助成制度の募集を行ったところ13件の応募があり、4件を助成候補とした。

#### 第7回社労士社会政策研究会 プログラム

構成	内容	登壇者
第1部	【基調講演】 中小企業・小規模事業主の持続的賃上げに向けて	立教大学経済学部教授 首藤 若菜氏
	【研究成果発表】 地域における労働社会へのアプローチ支援の可能性（中間報告）	佐藤 淳子氏（滋賀会）
	研究助成制度に関する説明	社会保険労務士総合研究機構所長 村田 毅之氏
第2部	【分科会①】 中小企業・小規模事業者の賃上げの実態と社労士の役割	【モデレーター】 飯野 正明氏（東京会） 【コメンテーター】 立教大学経済学部教授 首藤 若菜氏 【パネリスト】 八木 裕之氏（大阪会） 高野 聖子氏（東京会）
	【分科会②】 介護職員等処遇改善加算を活用した人材の確保・育成および定着について	【発表者】 五井 淳子氏（東京会） 【コメンテーター】 社会福祉法人全国社会福祉協議会副会長 古都 賢一氏 【進行役】 阿部 知佳氏（東京会）

※第2部分科会は同時間帯で行っているためどちらか一方での参加となる。

- (6) 社労士及び社労士制度の実勢、活動、取り巻く環境等について、基礎的なデータを蓄積し、統計的データとして整理し、社労士制度を大局的観点から俯瞰するとともに、将来展望を描くための資料とすることを目的として、「社会保険労務士白書」を昨年度に引き続き発行した。
- また、全国の法学部のある大学等へ同白書を発送するとともに、連合会ホームページにおいても掲載した。
- なお、社会保険労務士白書が発行5回目を迎え、社労士制度の概況、社労士の活動実態を把握できる資料として内外で取り上げられる機会が多くなってきている。
- (7) 明治大学大学院経営学研究科への社労士推薦制度について、同大学院で学ぶ意義や社労士業務への影響について大学院修了生及び指導教授による記事を『月刊社労士』に掲載する等の方法により募集を行い、推薦希望者のうち6人を推薦した。
- また、大学院との連携にかかる支援について、中部地域協議会の協力により、名城大学大学院経営学研究科に1人、近畿地域協議会の協力により、関西大学大学院ガバナンス研究科に2人、社労士が入学するに至った。
- (8) 明治大学リバティアカデミーの令和6年度春期ビジネスプログラム講座について、講座開講に向けた企画及び周知の協力を行い、計10人が受講した。

## Ⅷ. 各種事業

### 1. 登録等に関する事業

- (1) 政府が開発する国家資格システムへの社労士登録業務の反映等、デジタル庁とのシステム連携及び厚生労働省との連合会会則改正手続を適切に行い、11月29日から登録手続きのオンライン申請を開始した。
- (2) 以下を実現するため、連合会の社労士登録会員管理システムの改修を行った。
  - ① 都道府県会の登録業務入力作業軽減策としての社労士登録名簿のデータ共有
  - ② 社労士登録名簿データの正確かつ迅速な更新
- (3) 以下の事務等に関して都道府県会の協力を得て適正に実施した。
  - ① 社労士の登録事務
  - ② 社労士法人の届出事務
  - ③ 紛争解決手続代理業務の付記登録事務

#### 【内訳】

- ① 個人会員登録状況  
新規登録2,260人、登録抹消1,409人、登録事項変更3,719人で都道府県別概況は、別表(1)のとおりである。
- ② 法人会員登載状況  
新規登載255法人、解散・廃止65法人、登載事項変更648法人で都道府県別概況は、別表(2)のとおりである。
- ③ 紛争解決手続代理業務付記状況  
付記508人、付記抹消0人で都道府県別概況は、別表(3)のとおりである。

## 2. 社会保険労務士試験事務等の実施に関する事業

(1) 第56回社会保険労務士試験事務については、都道府県会の協力を得て、次のとおり実施した。

### ① 第56回社会保険労務士試験の実施結果

試 験 日	8月25日(日)
合格者発表日	10月2日(水)
受験申込者数	53,707人
受 験 者 数	43,174人
受 験 率	80.4%
合 格 者 数	2,974人
合 格 率	6.9%
試 験 地	北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県

### ② 各種会議の開催

社会保険労務士試験事務運営委員会を1回開催した。

(2) 第20回紛争解決手続代理業務試験事務については、都道府県会の協力を得て、次のとおり実施した。

### ① 第20回紛争解決手続代理業務試験の実施結果

試 験 日	11月23日(土)
合格者発表日	3月14日(金)
受験申込者数	900人
受 験 者 数	856人
受 験 率	95.1%
合 格 者 数	398人
合 格 率	46.5%
試 験 地	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県

### ② 会議の開催

紛争解決手続代理業務試験事務運営委員会を1回開催した。

(3) 第20回特別研修については、都道府県会の協力を得て、次のとおり実施した。

① 第20回特別研修の実施結果

実 施 期 間	9月2日(月)～11月23日(土)	
受 講 者 数	610人	
修 了 者 数	558人	
修 了 率	91.5%	
中 央 発 信 講 義	eラーニングにより実施	
実 施 地	グループ研修 及びゼミナール	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県

② 中央発信講義及びゼミナールの聴講制度を実施し、全国で7人が聴講した。

③ 各種会議の開催

グループリーダー研修及びゼミナール全国講師団連絡会を各1回開催した。

### 3. 社会保険労務士試験科目免除等の講習に関する事業

(1) 社会保険労務士試験に関する試験科目免除のための「社会保険労務士試験試験科目免除指定講習」を次のとおり実施した。

講習科目	申込者数(人)	修了者数(人)
1. 労働者災害補償保険法	39	27
2. 雇用保険法	55	41
3. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	4	4
4. 厚生年金保険法	59	29
5. 国民年金法	16	11
6. 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	87	68
延べ人数	260	180
実人数	138	104

※ 通信指導は、10月1日から3月31日までの6月間  
面接指導は、3月3日から3月22日までの18日間

(2) 社労士となるために必要な2年の実務経験に代わる「労働社会保険諸法令関係事務指定講習」を次のとおり実施した。

第43回（令和5年度）				第44回（令和6年度）		
実施期間		申込者（人）	修了者（人）	実施期間		申込者（人）
通信指導	eラーニング			通信指導	eラーニング	
令和6年2月1日 ～5月31日	令和6年7月12日 ～9月12日	1,621	1,604	令和7年2月1日 ～5月31日	令和7年7月11日 ～9月11日	1,888

※通信指導は4月間、eラーニングは1科目3時間・計24時間

#### 4. SR経営労務センターへの協力等に関する事業

SR経営労務センターの全都道府県設置に向けて、未設置県会（3県）の設置支援を行うべく状況の把握に努めた。また、第17回全国SR経営労務センター交流会、全国SR経営労務センター第28回世話人会に出席し、全国のセンターの現状と課題解決に向けた取組みについての情報を共有した。

#### 5. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業

(1) 社会保険労務士賠償責任保険制度について、以下の取組みを実施した。

- ① 都道府県会の協力及び有限会社エス・アール・サービスの支援のもと、都道府県会会報等を通じた広報を行うとともに、都道府県会が実施する研修会等において制度案内リーフレット等を配布し周知を行った。併せて、保険未加入の開業社労士及び社労士法人に制度案内リーフレットを送付し加入勧奨を行った。
- ② 保険事故の未然・再発防止に資するため、『月刊社労士』6月号、7・8月合併号、9月号に「リスクマネジメントとしての社会保険労務士賠償責任保険」を掲載し情報発信を行うとともに、社労士研修システム講座「社会保険労務士賠償責任保険制度 事例から学ぶ事故防止策」を公開した。併せて、都道府県会における事故防止研修の開催を支援するため、研修用資料を作成し提供した。
- ③ 社労士賠償責任保険制度運営上の課題と対応について、保険会社とともに検討を行った。特にサイバーリスク保険（特約）については、必要な補償について検討を継続することとなった。

(2) 使用者賠償責任保険制度について、開業社労士及び社労士法人向け並びに関与先向け制度の補償内容等の周知及び加入勧奨を行った。

## 6. 都道府県会の事務局体制の整備に関する事業

- (1) 令和5年度末登録者数250人以下の14県会について、小規模県会支援を実施した。
- (2) 事務局運営に関し、必要な情報を共有するため、都道府県会の事務局長が一堂に会する全国事務局長会議を開催し、登録事務のオンライン化等について情報共有を行うとともに、都道府県会を7グループに分け意見交換を実施し、日頃の会務運営に関する積極的な意見交換が行われた。また、一部の地域協議会においても事務局長会議を開催した。
- (3) 都道府県会における財務諸表・勘定科目の適正な会計処理について、勘定科目等を一定程度、統一的な構成とすることが望ましいとの方針のもと、都道府県会で活用いただくための参考資料のとりまとめを行った。

## 7. 出版・頒布に関する事業

社会保険労務士法詳解、社会保険労務六法、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社会保険労務士手帳等、社労士の日常業務に役立てられる実務的な書籍について出版・頒布を行った。

頒布品目	頒布総数
社会保険労務士法詳解	42冊
社会保険労務六法	306冊
社会保険労務ハンドブック	1,375冊
社会保険の実務相談	1,189冊
労働基準法の実務相談	1,452冊
労働保険の実務相談	1,025冊
社会保険労務士手帳	16,686冊

## 8. 福利厚生に関する事業

全国社会保険労務士会連合会共済会（以下「共済会」という。）において、社労士の福利厚生の上昇及び充実に資するため、『月刊社労士』及び共済会のホームページを活用して、福祉共済事業の周知及び加入・利用等の勧奨を行った。また、共済会事業推進委員を選出し、共済会事業の普及宣伝等に係る取組みについての検討及び推進を実施した。

## 9. その他の事業

斯業の発展に寄与した功勞により、2人が叙勲、1人が褒章を受章し、5人が厚生労働省大臣表彰を受賞した。

## IX. 広報に関する事業

### 1. 対外的な広報事業

- (1) 10月の社労士制度推進月間において、都道府県会における広報活動を支援するため、セミナー資料を作成するとともに、ノベルティグッズとして、ポスター、ポケットティッシュ及びウェットティッシュを提供した。社労士を身近に感じていただけるよう「『人を大切にする』企業と社会の実現のために、社労士がいる」というスローガンを掲げ、社労士が国民に寄り添う存在であることをアピールした。
- (2) 12月2日の社労士の日に合わせて、同日発行の日本経済新聞に一面広告を実施した。制度推進月間で掲げたスローガンを読者に伝えるべく、ポスターと同じデザインを活用し、効果的な広報を行った。
- (3) 社労士のブランディング動画、業務紹介動画（「What's 社労士」「社労士だからできること」）を活用し、若年層をターゲットとしたYouTube広告を実施したところ、表示回数は、3本合計111万回超、視聴率は3本平均55%超を記録した。
- (4) 社労士業務に関する広報を行うため、PRリーフレットを都道府県会に提供するとともに、連合会ホームページに掲載して周知を図った。
- (5) 社労士制度に関する情報並びに連合会及び都道府県会の取組みを適時に発信するため、連合会ホームページ等のweb媒体を活用した情報発信を行った。

### 2. 会員に向けた広報事業

- (1) 『月刊社労士』を発行し、連合会、都道府県会の取組みをはじめ、労働社会保険に関する最新の動向に関する情報等、社労士の業務に資する記事の掲載を行った。発行日には会員専用ページ内に同誌の電子データを掲載するとともに、メールマガジンにて各号の主な見出しを配信した。なお、合理的で速報性の高い情報発信を行うために、『月刊社労士』のデジタル化に向けて検討を行った。
- (2) 会員専用ホームページの業務関連情報、労働社会保険ニュース等を更新するとともに、会員向けメールマガジンを①連合会情報、②通達情報・トレンドボックス、③外部団体情報のカテゴリーに分け配信した。

カテゴリー	令和7年3月31日時点 登録者数（前年比）
① 連合会情報	8,883人（+388人）
② 通達情報・トレンドボックス	8,416人（+417人）
③ 外部団体情報	7,238人（+289人）

- (3) 会員専用ホームページ内に、令和6年度中に連合会が作製し、かつ二次利用が可能な広報コンテンツ等の電子データを掲載した。

### 3. 関係団体との連携による広報事業

- (1) 10月の社労士制度推進月間に日本商工会議所等の協力を得て事業主向けセミナー、相談会等を実施した。
- (2) 全国中小企業団体中央会機関紙に社労士業務の理解を深めていただくための広告を出稿した。

### 4. 報道機関との連携による広報事業

- (1) 社労士の活動に関するプレスリリースを発信するとともに、報道機関からの取材等に積極的に対応した。またプレスリリース配信サービスを活用し、より効果的に情報発信を行った。

#### 【プレスリリース一覧】

件名	日付
よい仕事おこしフェア実行委員会と連携協定締結	4月23日
内閣府「賃上げを幅広く実現するための政策アイデアコンテスト」における「残業から副業へ。すべての会社員を個人事業主にする。」と題するアイデアに関する声明	7月19日
東京都人権啓発センター中小企業向け「ビジネスと人権」ワークショップに「ビジネスと人権」推進社労士を講師として派遣	8月9日
全国社会保険労務士会連合会主催「外国人材雇用管理セミナー～外国人材を取り巻く多様な制度と社労士だからできるアドバイス～」の開催	10月2日
中小企業とともに人権尊重について考える～ILO駐日事務所と協力して中小企業向け「ビジネスと人権」セミナーを全国各地で開催～	11月7日
大企業から小規模事業者まで幅広く社労士が関与～社労士を対象とした実態調査の結果を公表～	11月8日
「2024年問題対応実務研修」を実施。全国から社労士が参集 2024年問題対応の実務学ぶ～運送、建設、医師の3事業・業務へ社労士による支援の充実化を図る～	12月12日
社労士関与先企業における労使コミュニケーションに関するWeb調査	12月16日
2024年度政策提言・宣言「人を大切にする企業と社会の実現に向けて」を公表	3月13日

- (2) 全国地方新聞社連合会と連合会で締結した覚書に基づき、各地域の新聞社と都道府県会の連携強化に向けて、地域の新聞に取り上げられる等、地域の活性化に貢献した都道府県会に対する広報活動支援を行った。

## 5. その他

- (1) 連合会、地域協議会及び都道府県会が一丸となって広報事業を推進するために、「令和7年度広報計画」を策定し、コーポレートメッセージ「『人を大切にする企業』づくりから、『人を大切にする社会』の実現へ」に掲げる理念に基づき、社労士制度の将来的発展を見据え、社労士業の次代を担う世代の取り込みも意識した広報活動についてとりまとめた。また、令和7年度の広報事業テーマを「『人を大切にする』企業と社会の実現のために、社労士がいる。」とした。本計画を全国の広報担当者に伝達するとともに、全国の都道府県会の広報活動の好事例を共有することを目的とした「全国広報担当者会議」を開催した。
- (2) 広報事業における連合会と都道府県会間の円滑な連携を目的として、連合会ホームページ内の都道府県会の広報担当者専用ページに広報関連の文書及び連合会が作製し、かつ二次利用が可能な広報コンテンツ等の電子データを掲載した。

## **X. I～IXを支える連合会の組織機能・基盤の強化・再定義について**

### **1. 連合会事務局の組織関係規程の再整備・業務のデジタル化の推進**

社労士業務のデジタル化や社労士の登録手続のオンライン化に伴い、10月1日付で総務部登録課と事業戦略部デジタル化推進課を統合し、デジタルサービス推進部を新設した。このことにより、社労士業務のデジタル化や社労士の登録手続のオンライン化などのデジタル推進について、一元的に所管することで、より機動的かつ効率的な業務の推進に寄与した。

また、連合会及び都道府県会事務局におけるカスタマーハラスメントへの対応として、「カスタマーハラスメント対策規程」及び「カスタマーハラスメント対策マニュアル」を作成するとともに、カスタマーハラスメントに対し毅然とした対応を行うことを連合会ホームページに方針として示した。

### **2. 連合会運営体制の強化**

多様な人材の登用をはじめ、社労士制度の更なる発展に資するべく、理事定数の見直し（85人以内から90人以内に改定）を行い、令和6年度通常総会において、連合会会則及び連合会会則施行細則の改正を行った。

### **3. 中長期的視野に立った財政のあり方にかかる検討**

社労士制度を将来にわたり持続的に発展させるため、各事業と都道府県会の財政基盤を調整・強化するための支援、交付金等のあり方を抜本から見直し、事業運営の安定化及び事務局機能の強化に寄与すべく、収支の状況を精査するとともに、社会経済情勢、今後の会員数推計も踏まえた検証を行った。

### **4. 連合会事業活動と都道府県会との情報交換・共有基盤構築の検討**

- (1) 「国家資格等情報連携・活用システム」を利用した社労士登録のオンライン化の開始に合わせて、連合会登録名簿管理システムが47都道府県会で利用可能となり、都道府県会における業務の効率化が図られた。
- (2) 都道府県会の事務局においても登録オンライン化後の業務がスムーズに開始できるよう、都道府県会事務局に専用のパソコンを配布するとともに、このパソコンを使用して円滑な事務を行うための説明会を実施した。さらに、このシステムの機能的な調整が完了後、連合会から各都道府県会に対して個別の操作説明会を実施し、47都道府県会事務局において統一的な対応が行えるよう所要の対応を進めた。

## 5. リスクマネジメントに関する事業

- (1) 連合会の事業に関するリスクを洗い出し、事業停止時の影響度の分析「事業影響度分析 (BIA)」・評価を行った。その結果、要継続性「高」と評価された業務における講ずべき防止策及び発生時の対応策に関する取りまとめを行った。
- (2) 大規模自然災害時において、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法などを記載した、連合会における事業継続計画 (BCP) 及び災害等緊急時の社労士会・社労士事務所における人的安全の確保、会員一人ひとりが取るべき行動の指針を示すべく、防災マニュアルを作成した。
- (3) 大規模災害等の発生時に、会員一人ひとりが取るべき備えとその対応に関する検討を行い、東日本大震災時に行政等から発生された通達を整理することで、今後災害発生時に社労士が業務の参考とできるような仕組みを整えた。

**組織、会議等**

I. 組織

1. 会員名簿〈別表(4)〉

2. 都道府県会所属個人会員数

内訳 会員区分	令和6年3月31日現在 個人会員数	令和6年度		令和6年度 区分変更者数		令和7年3月31日現在 個人会員数 (前年同日からの増減)
		入会者数	抹消者数	増	減	
開業	24,549	756	637	611	460	24,819 (+270)
法人の社員	3,915	25	27	341	127	4,127 (+212)
勤務等	16,922	1,479	745	619	984	17,291 (+369)
計	45,386	2,260	1,409	1,571	1,571	46,237 (+851)

3. 都道府県会所属法人会員数

令和6年3月31日現在 法人会員数	令和6年度		令和7年3月31日現在 法人会員数 (前年同日からの増減)
	入会法人会員数	解散・廃止法人会員数	
2,913	255	65	3,103 (+189)

## II. 会議

### 1. 総会

- (1) 開催日 6月28日(金)
- (2) 場所 パレスホテル東京（東京都千代田区）
- (3) 出席代議員数 195人（うち委任状5人）（代議員総数200人）
- (4) 議事

#### ① 審議事項

第1号議案 令和5年度事業報告承認に関する件

第2号議案 令和5年度決算報告及び特別会計（社会保険労務士会館、社会保険労務士試験、紛争解決手続代理業務試験、街角の年金相談センター、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（全国センター事業）、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（新潟・福井・和歌山）、企業主導型保育施設への労務監査事業、高度外国人材スペシャリスト業務事業、2023年度JICA国別研修「インドネシア社労士制度実施能力向上」事業）決算報告承認に関する件  
(監査報告)

第3号議案 令和6年度事業計画案審議に関する件

第4号議案 令和6年度収入支出予算案及び特別会計（社会保険労務士会館、社会保険労務士試験、紛争解決手続代理業務試験、街角の年金相談センター、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（全国センター事業）、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（茨城・新潟・福井・和歌山）、企業主導型保育施設への労務監査事業）収入支出予算案審議に関する件

第5号議案 全国社会保険労務士会連合会会則一部改正案審議に関する件

#### ② 報告事項

第1号 第9次社会保険労務士法改正について

第2号 全国社会保険労務士会連合会共済会

令和5年度事業報告及び決算報告並びに令和6年度事業計画及び収入支出予算について

## 2. 臨時総会

- (1) 開催日 10月22日(火)
- (2) 場所 ステーションコンファレンス東京（東京都千代田区）
- (3) 出席代議員数 200人（うち委任状172人）（代議員総数200人）
- (4) 議事

### 審議事項

第1号議案 全国社会保険労務士会連合会会則一部改正案審議に関する件

### 3. 理事会・常任理事会

常任理事会・理事会合同会議を2回、理事会を2回、常任理事会を2回開催した。

回次・開催年月日 会場及び出席者	議題
第171回常任理事会 (6月3日)  パレスホテル東京  大野会長ほか36人	<p>審議事項</p> <p>第1号議案 令和5年度事業報告(案)について 第2号議案 令和5年度決算報告(案)について (監査報告) 第3号議案 令和6年度事業計画(案)一部修正について 第4号議案 令和6年度収入支出予算(案)一部修正について 第5号議案 全国社会保険労務士会連合会会則一部改正(案)について 第6号議案 令和6年度通常総会付議事項及び運営について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 第9次社会保険労務士法改正について (2) デジタル推進の状況について (3) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について (4) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について (5) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について (6) 厚生労働省等委託事業について (7) よい仕事おこしフェア実行委員会との連携協定について (8) こども家庭庁設置「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する専門家会議」報告書の取りまとめについて (9) 医療機関勤務環境評価センターの活動状況について (10) その他</p>

<p>第240回理事会 (6月4日)</p> <p>パレスホテル東京</p> <p>大野会長ほか82人</p>	<p>審議事項</p> <p>第1号議案 令和5年度事業報告(案)について</p> <p>第2号議案 令和5年度決算報告(案)について (監査報告)</p> <p>第3号議案 令和6年度事業計画(案)一部修正について</p> <p>第4号議案 令和6年度収入支出予算(案)一部修正について</p> <p>第5号議案 全国社会保険労務士会連合会会則一部改正(案)について</p> <p>第6号議案 令和6年度通常総会付議事項及び運営について</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 第9次社会保険労務士法改正について</li><li>(2) デジタル推進の状況について</li><li>(3) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について</li><li>(4) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について</li><li>(5) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について</li><li>(6) 厚生労働省等委託事業について</li><li>(7) よい仕事おこしフェア実行委員会との連携協定について</li><li>(8) こども家庭庁設置「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する専門家会議」報告書の取りまとめについて</li><li>(9) 医療機関勤務環境評価センターの活動状況について</li><li>(10) その他</li></ol>
---	---

<p>第172回常任理事会 (9月4日)</p> <p>パレスホテル東京</p> <p>大野会長ほか35人</p>	<p>審議事項</p> <p>第1号議案 全国社会保険労務士会連合会会則の一部改正について</p> <p>第2号議案 令和6年度臨時総会付議事項及び運営について</p> <p>第3号議案 全国社会保険労務士会連合会事務局組織規程一部改正(案)について</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 第9次社会保険労務士法改正について</li><li>(2) 社労士実態調査結果(速報版)概要について</li><li>(3) 都道府県会の事務局体制の整備について(小規模県会支援)</li><li>(4) デジタル推進の状況について</li><li>(5) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について</li><li>(6) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について</li><li>(7) 国連人権理事会報告書について</li><li>(8) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について</li><li>(9) 厚生労働省等委託事業について</li><li>(10) 「生成AI活用ガイドブック」の公開及び研修動画の配信について</li><li>(11) 地域の信用金庫との連携について</li><li>(12) 日本フルハップ「社会保険労務士会 安全管理研修の共催」について</li><li>(13) その他</li></ol>
---	---

<p>第241回理事会 (9月5日)</p> <p>パレスホテル東京</p> <p>大野会長ほか81人</p>	<p>審議事項</p> <p>第1号議案 全国社会保険労務士会連合会会則の一部改正について</p> <p>第2号議案 令和6年度臨時総会付議事項及び運営について</p> <p>第3号議案 全国社会保険労務士会連合会事務局組織規程一部改正(案)について</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 第9次社会保険労務士法改正について</li><li>(2) 社労士実態調査結果(速報版)概要について</li><li>(3) 都道府県会の事務局体制の整備について(小規模県会支援)</li><li>(4) デジタル推進の状況について</li><li>(5) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について</li><li>(6) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について</li><li>(7) 国連人権理事会報告書について</li><li>(8) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について</li><li>(9) 厚生労働省等委託事業について</li><li>(10) 「生成AI活用ガイドブック」の公開及び研修動画の配信について</li><li>(11) 地域の信用金庫との連携について</li><li>(12) 日本フルハップ「社会保険労務士会 安全管理研修の共催」について</li><li>(13) その他</li></ol>
---	---

<p>第173回常任理事会・ 第242回理事会 合同会議 (1月20日)</p> <p>パレスホテル東京</p> <p>大野会長ほか81人</p>	<p>審議事項</p> <p>第1号議案 令和7年度事業計画(案)について 第2号議案 令和7年度収入支出予算(案)について 第3号議案 令和7年度研修計画(案)について</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 第9次社会保険労務士法改正について</li><li>(2) 全国社会保険労務士会連合会会則の一部改正について</li><li>(3) 厚生労働省等委託事業について</li><li>(4) 登録事務の状況について</li><li>(5) 令和5年度業務実績評価について</li><li>(6) デジタル推進の状況について</li><li>(7) 経営労務監査マニュアルの公開について</li><li>(8) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について</li><li>(9) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について</li><li>(10) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について</li><li>(11) 働き方改革推進支援に関する事業の状況について</li><li>(12) 金融経済教育推進機構(J-FLEC)の事業開始と連携について</li><li>(13) 令和7年度広報計画について</li><li>(14) 被災地域の連絡協議会の開催について</li><li>(15) 2024年よい仕事おこしフェアへの出展及び講演の実施について</li><li>(16) その他</li></ol>
---	--

<p>第174回常任理事会・ 第243回理事会 合同会議 (3月11日)</p> <p>パレスホテル東京</p> <p>大野会長ほか78人</p>	<p>審議事項</p> <p>第1号議案 令和7年度事業計画(案)一部修正について 第2号議案 令和7年度収入支出予算(案)一部修正について 第3号議案 令和7年度社会保険労務士試験事務収入支出予算(案)について 第4号議案 令和7年度紛争解決手続代理業務試験事務収入支出予算(案)について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 第9次社会保険労務士法改正について (2) デジタル推進の状況について (3) 厚生労働省等委託事業について (4) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について (5) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について (6) JASTI監査制度への対応について (7) 「2024年度政策提言・宣言人を大切にする企業と社会の実現に向けて」の公表について (8) 開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査(パネル調査)結果概要について (9) 医療機関勤務環境評価センター労務管理サーベイヤーの推薦について (10) 登録事務の状況について (11) 公益財団法人日本中小企業福祉事業財団「社会保険労務士会 安全管理研修の共催」について (12) カスタマーハラスメント対策規程の制定について (13) 社会保険労務士会における財務諸表・勘定科目の会計処理について (14) 社労士会館のバリアフリー化について (15) その他</p>
---	---

#### 4. 正副会長会

正副会長会を12回開催した。

#### 5. 各種の会議等

- (1) 資格審査会（大野実審査会長）を2回開催し、連合会の業務実績評価を行った。
- (2) 綱紀委員会（諏訪康雄委員長）を1回開催し、直近の苦情処理受付状況を確認し、今後の対応について検討を行った。
- (3) 個人情報保護委員会（牧野二郎委員長）を1回開催し、社労士事務所におけるIT-BCP対策及び情報セキュリティ監査指摘事項等、連合会の情報セキュリティ対応について評価・検討を行った。
- (4) 社会保険労務士試験試験科目免除指定講習試験委員会（大野実委員長）を2回開催し、修了試験問題の決定及び成績の認定を行った。
- (5) 大規模自然災害等対策本部（大野実本部長）を3回開催し、東日本大震災及び令和6年能登半島地震の被災地域への支援、自然災害時の都道府県会に向けた対応等について検討を行った。
- (6) 総務委員会（埴貴夫委員長）を3回開催し、中長期的視野に立った財政のあり方、社労士登録のオンライン化に伴う登録制度の変更・改善及び連合会及び都道府県会事務局におけるカスタマーハラメントへの対応等に関する検討を行った。
- (7) 広報委員会（植田博司委員長）を5回開催し、連合会が掲げる「『人を大切にする企業』づくりから『人を大切にする社会』の実現へ」の理念のもと、社労士のブランド価値向上及び制度の将来的な発展を見据えた各種広報について検討を行った。社労士のブランド価値向上を図るため、また、連合会、地域協議会及び都道府県会の相互の役割を踏まえた広報活動を展開することとし、令和7年度広報計画を策定した。
- (8) 『月刊社労士』編集部会（伊藤孝仁部会長）を11回開催し、『月刊社労士』について、実務企画及び法令改正解説記事の充実について検討し、社労士に向けて連合会及び都道府県会等の取組みを周知した。
- (9) 研修委員会（大津章敬委員長）を3回開催し、社労士研修システムの利用促進、研修大綱及び研修の共有化について検討するとともに、令和7年度研修計画を策定し、具体的な研修内容及び実施方法等の検討を行った。
- (10) 倫理委員会（浦山一豊委員長）を1回開催し、社労士の不適切な情報発信及び社労士による雇用関連助成金の不正受給の関与の防止並びに全国統一的な苦情受付体制の運営等に関する検討を行うとともに、令和6年度倫理研修テキストの掲載内容等について検討を行った。
- (11) 社会貢献委員会（牧山浩之委員長）を2回開催し、学校教育事業と労働条件審査の今後の方向性について検討を行った。

- (12) 社労士会労働紛争解決センター推進委員会（大西宗明委員長）を2回開催し、全国45ヶ所に設置されている解決センターの利用促進策及び総合労働相談所とのさらなる連携方法について検討を行った。
- (13) 街角の年金相談センター運営委員会（味園公一委員長）を3回開催し、街角センターの事業実施状況、予算執行状況、日本年金機構への要望事項等に関すること及び年金相談スキルを持った社労士の育成等のための研修の実施方法並びに令和7年度の年金事務所における年金相談窓口等の運營業務（以下「街角センター等運營業務」という。）の契約に向けた日本年金機構への要望事項等について検討を行った。  
また、第4回街角の年金相談センター運営委員会（10月24日開催）において、各地域協議会の代表として参画されている委員の方々による意見交換（自由討議）の場を設け、連合会や日本年金機構への意見・要望事項等を把握することで街角センター及び年金事務所における年金相談窓口等の運營業務の円滑な実施の参考に資した。
- (14) 街角の年金相談センター運営部長会議（拡大）を2回開催し、街角の年金相談センター運営委員会における検討結果等を踏まえ、街角センター及び年金事務所における年金相談窓口等の運營業務に関する諸課題等について意見交換し、街角センター及び年金事務所における年金相談窓口等の運營業務の円滑な運営について協力・連携を図った。
- (15) リスクマネジメント委員会（木村辰幸委員長）を3回開催し、連合会における危機管理体制の整備に関する検討・事業継続計画（BCP）の策定・大規模災害時の危機管理に関する検討等を行った。
- (16) デジタル推進本部会議（大野実本部長）を1回開催し、全国のデジタル推進委員と安全なクラウドサービス及びマイナ保険証等に関するデジタル推進に関する連携強化を図った。
- (17) デジタル推進特別委員会（寺田晃委員長）を1回開催し、デジタル・ガバメントへの対応、情報セキュリティの確保及び社労士業務のデジタル推進について検討を行った。
- (18) デジタル・ガバメント対応部会（小泉孝之部会長）を2回開催し、事業者向けポータル及び提出代行証明書の活用等、デジタル・ガバメント対応に関する諸課題の解決に向けた検討を行った。
- (19) 情報セキュリティ部会（机秀明部会長）を2回開催し、IT-BCP対策及びSRPⅡ認証取得促進等、情報セキュリティの強化に関する検討を行った。
- (20) 社労士業務デジタル推進部会（大西宗明部会長）を2回開催し、法定帳簿を活用した人的資本経営及びマイナ保険証導入に向けた課題について検討を行った。
- (21) 働き方改革推進特別委員会（若林正清委員長）を4回開催し、時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務（運送、建設、医師）につい

て、2024年問題に関する会員向けの研修の検討を行った。また、社労士の実践的なやり取りが国民や団体に見えるよう、運送及び医師業界の団体誌等を通じた広報の検討を行った。

- (22) 成年後見活動検討特別委員会（双田直委員長）を2回開催し、国民向けに成年後見人としての社労士の認知拡大及び利用促進を図るための都道府県会の活動支援に関する検討を行った。
- (23) SR経営労務センター特別委員会（杉田貴信委員長）を2回開催し、未設置県会への支援及び全国SR経営労務センター世話人会との連携について検討を行った。
- (24) 経営労務監査等推進部会（林智子部会長）を1回開催し、連合会が進める経営労務監査について検討するとともに、「社労士診断認証制度」に関する診断項目の整備及び当該制度を推進するための広報活動、関係団体との連携等についての検討を行った。
- (25) 保育労務監査委託事業運営部会（林利憲部会長）を6回開催し、企業主導型保育施設への労務監査事業の実施運営にあたり、マニュアルの補正や研修の開催、指摘内容の妥当性を議論するとともに、児童育成協会と共有すべき課題について検討を行った。
- (26) 「ビジネスと人権」部会（荒屋理恵部会長）を3回開催し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に関する社労士に向けた研修の実施について検討を行った。
- (27) イノベーションAIプロジェクト（河村卓プロジェクトリーダー）を1回開催し、社労士業務におけるAIの活用について検討を行った。
- (28) 国際特別委員会（後藤昭文委員長）を2回開催し、厚生労働省、ILO、ISSA、世界労働専門家協会及びJICA等関係団体やインドネシア、ルーマニア、ベトナム等、各国との一層の連携強化に向けて検討を行った。また、外国人材受入れ支援に関する取組みの実施について検討を行った。
- (29) 社会保険労務士賠償責任保険運営委員会（杉田貴信委員長）を2回開催し、社会保険労務士賠償責任保険制度の加入促進及び保険事故防止の取組みについて検討を行った。また、サイバーリスク保険（特約）の改定について検討を行うとともに、制度全体の改善に向けた意見交換を行った。
- (30) 社会保険労務士総合研究機構運営委員会（河村卓委員長）を3回開催し、政策提言に関するプロセスの確立、政策提言（案）及び新規プロジェクトの設置等について審議した。
- (31) 社労士社会政策研究会運営委員会（飯野正明委員長）を4回開催し、社労士社会政策研究会の実施内容を検討するとともに、社労士研究助成制度における助成審査等を行った。

- ③② 新しい時代における労使コミュニケーションの活性化研究プロジェクト（首藤若菜プロジェクトリーダー）を6回開催し、働くニーズの複雑化・多様化を踏まえた、社労士による労使コミュニケーション支援の在り方について検討を行った。
- ③③ 政策提言実行プロジェクト（大津章敬プロジェクトリーダー）を4回開催し、都道府県会及び社労士に向けて募集した労働・社会保障制度の改善提案を集約し、2024年度政策提言・宣言の取りまとめに向けて検討した。
- ③④ 年金・社会保障プロジェクト（木村辰幸プロジェクトリーダー）を12回開催し、政策提言実行プロジェクトにおける検討段階または社会保険労務士総合研究機構運営委員会にて「慎重な検討を要する」と判断した提言テーマ等を中心に年金・社会保障に関する課題について検討を行った。
- ③⑤ 明治大学大学院経営学研究科推薦委員会（寺田晃委員長）を2回開催し、令和7年度の推薦制度における実施内容及び推薦者について審議した。
- ③⑥ 令和5年度本監査及び令和6年度中間監査を実施した。

## 6. 地域協議会等

地域協議会を、北海道・東北地域2回、関東・甲信越地域1回、中部地域2回、近畿地域1回、中国・四国地域1回、九州・沖縄地域1回開催した。また、事務局長会議を、全国会議1回、中部地域1回、近畿地域1回、中国・四国地域1回、九州・沖縄地域1回開催した。

## 令和6年度個人登録概況

R7.3.31 現在

都道府県別	事項別	令和5年度末 会員数(A)	令和6年度登録関係					令和6年度末会員数 (A) + (B) - (C) + (D)	登録事項 変更者数	
			開業	法人の社員	勤務等	計(B)	登録抹消者数(C)			異動増減(D)
1	北海道	1,336	25	1	36	62	49	1	1,350	123
2	青森県	197	6	0	2	8	5	-1	199	15
3	岩手県	210	3	0	4	7	5	-1	211	18
4	宮城県	582	11	0	19	30	19	1	594	47
5	秋田県	167	3	1	1	5	7	1	166	16
6	山形県	233	1	0	3	4	4	-1	232	13
7	福島県	361	8	0	8	16	11	-1	365	22
8	茨城県	533	12	0	7	19	23	-2	527	33
9	栃木県	392	9	0	3	12	13	3	394	30
10	群馬県	600	6	1	17	24	19	4	609	50
11	埼玉県	1,984	31	2	59	92	61	-1	2,014	134
12	千葉県	1,657	36	0	47	83	73	13	1,680	100
13	東京都	11,840	176	7	537	720	334	-9	12,217	1,086
14	神奈川県	2,839	57	1	92	150	99	-13	2,877	225
15	新潟県	543	8	0	24	32	16	-1	558	27
16	富山県	318	5	0	5	10	10	2	320	28
17	石川県	358	5	0	9	14	16	0	356	38
18	福井県	260	5	1	6	12	11	1	262	36
19	山梨県	197	3	1	4	8	7	-1	197	19
20	長野県	615	7	0	16	23	19	2	621	33
21	岐阜県	602	3	1	18	22	17	2	609	50
22	静岡県	1,080	11	1	39	51	37	3	1,097	91
23	愛知県	2,920	40	3	89	132	88	-11	2,953	231
24	三重県	451	6	0	10	16	8	2	461	29
25	滋賀県	406	7	0	4	11	12	0	405	25
26	京都府	937	17	0	21	38	22	6	959	63
27	大阪府	4,611	94	3	155	252	138	-9	4,716	390
28	兵庫県	1,825	45	1	40	86	60	-3	1,848	145
29	奈良県	348	9	0	12	21	14	0	355	27
30	和歌山県	244	5	0	5	10	8	0	246	19
31	鳥取県	140	2	0	6	8	4	-1	143	10
32	島根県	141	3	0	3	6	5	0	142	5
33	岡山県	549	6	0	13	19	15	2	555	37
34	広島県	858	14	0	11	25	25	-1	857	58
35	山口県	305	8	0	16	24	10	2	321	31
36	徳島県	177	6	0	2	8	10	1	176	7
37	香川県	284	8	0	9	17	9	1	293	15
38	愛媛県	366	3	0	6	9	16	0	359	30
39	高知県	190	2	0	1	3	7	0	186	17
40	福岡県	1,731	23	1	62	86	41	3	1,779	152
41	佐賀県	153	0	0	5	5	6	-1	151	14
42	長崎県	204	5	0	3	8	3	7	216	25
43	熊本県	469	3	0	12	15	15	-1	468	42
44	大分県	274	3	0	4	7	7	1	275	17
45	宮崎県	235	4	0	9	13	6	2	244	17
46	鹿児島県	433	9	0	13	22	16	0	439	43
47	沖縄県	231	3	0	12	15	9	-2	235	36
	合計	45,386	756	25	1,479	2,260	1,409	0	46,237	3,719

## 令和6年度法人会員登載概況

R7.3.31 現在

都道府県別	事項別 法人会員数	令和6年度法人登載関係			令和6年度末 法人会員数	令和6年度末法人会員数内訳		登載事項変更数
		入会法人会員数	解散・廃止法人会員数	異動増減		主たる事務所	従たる事務所	
1 北海道	100	10	4	1	107	88	19	27
2 青森県	6	0	1	0	5	4	1	1
3 岩手県	20	2	0	0	22	17	5	3
4 宮城県	45	1	0	0	46	32	14	13
5 秋田県	17	1	1	0	17	12	5	2
6 山形県	12	0	0	0	12	7	5	3
7 福島県	27	0	1	0	26	21	5	6
8 茨城県	40	1	2	0	39	31	8	5
9 栃木県	37	3	0	0	40	33	7	5
10 群馬県	38	5	1	0	42	37	5	7
11 埼玉県	90	8	3	1	96	83	13	16
12 千葉県	75	7	1	-1	80	66	14	10
13 東京都	868	62	17	-1	912	802	110	202
14 神奈川県	140	12	3	0	149	118	31	38
15 新潟県	45	2	0	0	47	42	5	2
16 富山県	19	6	0	0	25	20	5	4
17 石川県	23	4	1	0	26	20	6	9
18 福井県	21	2	1	0	22	19	3	11
19 山梨県	11	0	0	0	11	11	0	2
20 長野県	36	8	0	0	44	35	9	6
21 岐阜県	36	4	1	0	39	29	10	7
22 静岡県	110	5	4	0	111	93	18	20
23 愛知県	192	25	7	-2	208	168	40	41
24 三重県	24	2	2	2	26	21	5	5
25 滋賀県	22	3	1	0	24	20	4	6
26 京都府	55	2	1	0	56	49	7	6
27 大阪府	270	31	6	0	295	257	38	76
28 兵庫県	90	8	0	0	98	81	17	17
29 奈良県	15	2	0	0	17	17	0	7
30 和歌山県	9	1	0	0	10	10	0	1
31 鳥取県	3	0	0	0	3	2	1	1
32 島根県	9	0	0	0	9	8	1	0
33 岡山県	25	0	0	0	25	23	2	1
34 広島県	58	4	2	0	60	56	4	12
35 山口県	15	4	0	0	19	19	0	3
36 徳島県	9	0	0	0	9	9	0	3
37 香川県	13	1	0	0	14	13	1	0
38 愛媛県	27	4	0	0	31	25	6	7
39 高知県	9	0	1	0	8	7	1	3
40 福岡県	127	10	4	0	133	104	29	42
41 佐賀県	8	2	0	0	10	8	2	1
42 長崎県	10	2	0	0	12	8	4	1
43 熊本県	30	1	0	0	31	21	10	8
44 大分県	18	0	0	0	18	15	3	1
45 宮崎県	16	3	0	0	19	16	3	1
46 鹿児島県	25	2	0	0	27	22	5	2
47 沖縄県	18	5	0	0	23	12	11	4
合計	2,913	255	65	0	3,103	2,611	492	648

## 令和6年度紛争解決手続代理業務付記概況

R7.3.31 現在

都道府県別	事項別	令和5年度末 付記数(A)	令和6年度付記関係				令和6年度末付記数 (A) + (B) - (C)	令和6年度末 特定社会保険労務士数	
			開業	法人の社員	勤務等	計(B)			付記抹消者数(C)
1	北海道	411	2	3	10	15	0	426	417
2	青森県	76	2	0	0	2	0	78	77
3	岩手県	84	5	0	1	6	0	90	88
4	宮城県	200	1	0	2	3	0	203	202
5	秋田県	70	0	0	0	0	0	70	69
6	山形県	81	1	0	2	3	0	84	83
7	福島県	106	3	0	2	5	0	111	105
8	茨城県	173	3	0	5	8	0	181	172
9	栃木県	93	2	0	2	4	0	97	93
10	群馬県	169	1	1	2	4	0	173	168
11	埼玉県	636	11	1	7	19	0	655	648
12	千葉県	520	13	0	6	19	0	539	523
13	東京都	3,614	57	9	103	169	0	3,783	3,721
14	神奈川県	839	16	4	7	27	0	866	847
15	新潟県	181	2	0	3	5	0	186	186
16	富山県	104	1	0	2	3	0	107	107
17	石川県	118	3	0	2	5	0	123	118
18	福井県	103	1	0	2	3	0	106	103
19	山梨県	75	0	0	2	2	0	77	74
20	長野県	213	2	0	6	8	0	221	215
21	岐阜県	192	1	0	4	5	0	197	193
22	静岡県	338	5	1	5	11	0	349	345
23	愛知県	882	15	0	14	29	0	911	895
24	三重県	135	1	0	2	3	0	138	138
25	滋賀県	134	7	0	3	10	0	144	140
26	京都府	335	3	0	9	12	0	347	347
27	大阪府	1,299	13	4	22	39	0	1,338	1,303
28	兵庫県	589	6	1	12	19	0	608	594
29	奈良県	108	2	0	0	2	0	110	106
30	和歌山県	78	2	0	0	2	0	80	78
31	鳥取県	50	0	0	0	0	0	50	48
32	島根県	47	2	0	1	3	0	50	48
33	岡山県	175	7	0	2	9	0	184	180
34	広島県	310	6	1	2	9	0	319	315
35	山口県	101	0	0	1	1	0	102	97
36	徳島県	58	1	0	0	1	0	59	58
37	香川県	83	1	0	1	2	0	85	85
38	愛媛県	115	2	1	0	3	0	118	111
39	高知県	79	0	1	2	3	0	82	80
40	福岡県	534	9	1	4	14	0	548	542
41	佐賀県	57	1	0	0	1	0	58	56
42	長崎県	64	1	0	1	2	0	66	66
43	熊本県	165	4	0	3	7	0	172	168
44	大分県	71	1	0	1	2	0	73	70
45	宮崎県	101	0	0	1	1	0	102	99
46	鹿児島県	156	2	2	1	5	0	161	156
47	沖縄県	68	1	0	2	3	0	71	71
	合計	14,190	219	30	259	508	0	14,698	14,405

## 全国社会保険労務士会連合会会員名簿

R7.3.31 現在

都道府県会	会長名	所在地	電話番号
1 北海道社会保険労務士会	東海林 薫	〒064-0804 札幌市中央区南4条西11丁目 サニー南四条ビル2F	011-520-1951
2 青森県社会保険労務士会	葛西 一美	〒030-0802 青森市本町5-5-6 青森県社会保険労務士会館	017-773-5179
3 岩手県社会保険労務士会	田口 齊	〒020-0821 盛岡市山王町1-1	019-651-2373
4 宮城県社会保険労務士会	星 孝夫	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4F	022-223-0573
5 秋田県社会保険労務士会	舘岡 睦彦	〒010-0921 秋田市大町3-2-44 大町ビル3F	018-863-1777
6 山形県社会保険労務士会	浦山 一豊	〒990-0039 山形市香澄町3-2-1 山交ビル8F	023-631-2959
7 福島県社会保険労務士会	吉田 昌樹	〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 第2信夫プラザ2F	024-535-4430
8 茨城県社会保険労務士会	木村 薫	〒311-4152 水戸市河和田1-2470-2	029-350-4864
9 栃木県社会保険労務士会	田邊 勇輝	〒320-0851 宇都宮市鶴田町3492-46 栃木県社会保険労務士会館	028-647-2028
10 群馬県社会保険労務士会	富岡 政明	〒371-0846 前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会館	027-253-5621
11 埼玉県社会保険労務士会	澤田 裕二	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7F	048-826-4864
12 千葉県社会保険労務士会	大味 実枝子	〒260-0015 千葉市中央区富士見2-7-5 富士見ハイネスビル7F	043-223-6002
13 東京都社会保険労務士会	寺田 晃	〒101-0062 千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F	03-5289-0751
14 神奈川県社会保険労務士会	中屋 裕仁	〒231-0016 横浜市中区真砂町4-43 木下商事ビル4F	045-640-0245
15 新潟県社会保険労務士会	水戸 伸朗	〒950-0087 新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟1F	025-250-7759
16 富山県社会保険労務士会	山下 誠	〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル7階	076-413-4801
17 石川県社会保険労務士会	村上 正雄	〒921-8002 金沢市玉鉾2-502 TRUSTY BUILDING 2F	076-291-5411
18 福井県社会保険労務士会	齊藤 洋一	〒910-0005 福井市大手3-7-1 織協ビル7F	0776-21-8157
19 山梨県社会保険労務士会	相田 敏夫	〒400-0805 甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F	055-244-6064
20 長野県社会保険労務士会	伊東 優	〒380-0935 長野市中御所1-16-11 鈴正ビル3F	026-223-0811
21 岐阜県社会保険労務士会	北川 由幸	〒500-8382 岐阜市藪田東2-11-11	058-272-2470
22 静岡県社会保険労務士会	高妻 理愛	〒420-0833 静岡市葵区東鷹匠町9-2	054-249-1100
23 愛知県社会保険労務士会	杉田 貴信	〒456-0032 名古屋市熱田区三本松町3-1 社会保険労務士会館	052-889-2800
24 三重県社会保険労務士会	岡寄 佳男	〒514-0002 津市島崎町255	059-228-4994
25 滋賀県社会保険労務士会	古川 政明	〒520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」6F	077-526-3760
26 京都府社会保険労務士会	中村 幸弘	〒602-0939 京都市上京区今出川通新町西入弁財天町332	075-417-1881
27 大阪府社会保険労務士会	大西 宗明	〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館	06-4800-8188
28 兵庫県社会保険労務士会	牧山 浩之	〒650-0011 神戸市中央区下山手通7-10-4 兵庫県社会保険労務士会館	078-360-4864
29 奈良県社会保険労務士会	服部 永次	〒630-8325 奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館	0742-23-6070
30 和歌山県社会保険労務士会	小栗 知子	〒640-8317 和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター1F	073-425-6584
31 鳥取県社会保険労務士会	藤田 誠	〒680-0845 鳥取市富安1-152 SGビル4F	0857-26-0835
32 島根県社会保険労務士会	坂根 親雄	〒690-0886 松江市母衣町55-2 島根県教育会館3F	0852-26-0402
33 岡山県社会保険労務士会	双田 直	〒700-0815 岡山市北区野田屋町2-11-13 旧岡山あおば生命ビル7F	086-226-0164
34 広島県社会保険労務士会	横手 裕康	〒730-0015 広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5F	082-212-4481
35 山口県社会保険労務士会	宇佐美 理世	〒753-0074 山口市中央4-5-16 山口県商工会館2F	083-923-1720
36 徳島県社会保険労務士会	土橋 秀美	〒770-0865 徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館(KIZUNA プラザ)2F	088-654-7777
37 香川県社会保険労務士会	植田 博司	〒760-0006 高松市亀岡町1-60 エスアールビル4F	087-862-1040
38 愛媛県社会保険労務士会	中井 康策	〒790-0813 松山市萱町4-6-3	089-907-4864
39 高知県社会保険労務士会	秋山 直也	〒781-8010 高知市棧橋通2-8-20 モリタビル2F	088-833-1151
40 福岡県社会保険労務士会	後藤 昭文	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多偕成ビル3F 301号	092-414-8775
41 佐賀県社会保険労務士会	山口 又一郎	〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-12 佐賀商工ビル4F	0952-26-3946
42 長崎県社会保険労務士会	中島 政博	〒850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3FB	095-821-4454
43 熊本県社会保険労務士会	松田 哲也	〒860-0041 熊本市中央区細工町4-30-1 扇寿ビル5F A	096-324-1124
44 大分県社会保険労務士会	塙 貴夫	〒870-0021 大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3F	097-536-5437
45 宮崎県社会保険労務士会	川越 雄一	〒880-0878 宮崎市大和町83-2 鯨島ビル1F	0985-20-8160
46 鹿児島県社会保険労務士会	三輪 全子	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル11階	099-257-4827
47 沖縄県社会保険労務士会	新垣 明	〒900-0016 那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽205号室	098-863-3180
全国社会保険労務士会連合会	大野 実	〒103-8346 中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館	03-6225-4864

別表(5)- 1

## 令和 6 年度社会保険労務士賠償責任保険加入状況（開業・法人社員）

R7. 3. 31現在

都道府県名	加入者数	加入率	都道府県名	加入者数	加入率	都道府県名	加入者数	加入率
北海道	620	63.3%	石川県	195	82.6%	岡山県	268	73.6%
青森県	125	75.8%	福井県	116	58.6%	広島県	435	61.7%
岩手県	136	84.0%	山梨県	87	56.1%	山口県	157	66.8%
宮城県	281	67.1%	長野県	261	61.4%	徳島県	96	70.6%
秋田県	110	81.5%	岐阜県	290	75.9%	香川県	146	65.2%
山形県	158	86.8%	静岡県	639	82.9%	愛媛県	199	71.3%
福島県	214	72.5%	愛知県	1,240	65.3%	高知県	73	55.3%
茨城県	312	74.8%	三重県	230	75.2%	福岡県	809	69.1%
栃木県	185	57.6%	滋賀県	242	83.7%	佐賀県	83	71.6%
群馬県	267	66.4%	京都府	551	78.0%	長崎県	89	64.0%
埼玉県	973	68.8%	大阪府	1,706	63.0%	熊本県	266	79.2%
千葉県	720	60.5%	兵庫県	921	69.7%	大分県	167	82.7%
東京都	3,355	59.1%	奈良県	177	70.8%	宮崎県	162	84.8%
神奈川県	1,172	63.5%	和歌山県	129	68.3%	鹿児島県	230	75.2%
新潟県	270	69.9%	鳥取県	87	81.3%	沖縄県	131	78.0%
富山県	159	75.7%	島根県	83	83.8%			
計 19,322人、加入率（全国） 66.8%								

## 令和6年度社会保険労務士賠償責任保険加入状況（勤務等）

R7.3.31現在

都道府県名	加入者数	都道府県名	加入者数	都道府県名	加入者数
北海道	1	石川県	0	岡山県	13
青森県	0	福井県	0	広島県	1
岩手県	0	山梨県	1	山口県	3
宮城県	0	長野県	2	徳島県	0
秋田県	0	岐阜県	4	香川県	3
山形県	2	静岡県	2	愛媛県	3
福島県	0	愛知県	3	高知県	1
茨城県	3	三重県	0	福岡県	26
栃木県	0	滋賀県	1	佐賀県	0
群馬県	5	京都府	4	長崎県	0
埼玉県	8	大阪府	82	熊本県	14
千葉県	3	兵庫県	4	大分県	2
東京都	48	奈良県	0	宮崎県	1
神奈川県	4	和歌山県	1	鹿児島県	1
新潟県	5	鳥取県	1	沖縄県	12
富山県	1	島根県	0		
計265人					